



福岡医発第 134 号 (地)

平成 26 年 4 月 11 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会

会長 松 田 峻一良

(公印省略)

国民年金・厚生年金保険障害認定基準の一部改正及び
一部改正に伴う診断書の項目改正等について

国民年金法施行令別表並びに、厚生年金保険法施行令別表第 1 及び第 2 に規定する障害の程度の認定につきましては、「国民年金・厚生年金保険障害認定基準の改正について」(平成 14 年 3 月 15 日庁保発第 12 号)により取り扱われているところです。

今般、「国民年金・厚生年金保険障害認定基準」の一部が改正され、平成 26 年 6 月 1 日から適用されることから、下記①及び②の通知がそれぞれ発出された旨、日本医師会より通知がありましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただきますとともに、貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。

なお、

- 1) 本改正の概要は下記のとおりです。
- 2) 平成 26 年 6 月 1 日前に交付された旧様式による診断書については、当分の間、使用しても差し支えありません。

記

【通知】

- ①厚生労働省大臣官房年金管理審議官より日本年金機構理事長宛 (別紙 1)

「国民年金・厚生年金保険障害認定基準の一部改正について」

- ②厚生労働省年金局事業管理課長より日本年金機構全国一括業務部門担当理事宛 (別紙 2)

「国民年金・厚生年金保険障害認定基準の一部改正に伴う診断書の項目改正等について」

【改正の概要】

(1) 肝疾患による障害

①認定基準

- 重症度を判断するための検査項目について見直しを行った。
- 障害等級を客観的に判断するため、検査項目の異常の数を入れた。
- アルコール性肝硬変の基準を追加した。

※認定の対象となる障害は以下のとおり。

- ・慢性かつびまん性の肝疾患の結果生じた肝硬変症
- ・肝硬変症に付随する病態（食道・胃などの静脈瘤、特発性細菌性腹膜炎。肝がんを含む）
- ・慢性肝炎は、原則として認定の対象とならないが、検査項目の異常の数などにより障害の状態に相当する場合は認定の対象となる。

②診断書の様式

- 認定基準の見直しを踏まえて臨床所見欄を整理し、アルコール性肝硬変の場合の記載欄を追加した。
- 「食道・胃などの静脈瘤」や「ヘパトーマ治療歴」欄などを見直し、肝硬変症に付随する病態の治療歴の記載欄を追加した。

（２）心疾患による障害

①診断書の様式

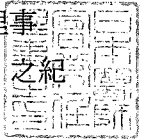
- 心機能分類（NYHA）の記載欄を設けた。
- 検査所見欄（心カテーテル、エコー、血液検査）に必要な項目を追加した。
- 疾患別所見欄を整理し、新たに「心筋疾患」「大動脈瘤」「重症心不全」についての記載欄を設けた。

平成26年3月31日

都道府県医師会
担当理事 殿

日本医師会常任理事

葉梨



国民年金・厚生年金保険障害認定基準の一部改正
及び一部改正に伴う診断書の項目改正等について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、国民年金法施行令別表、並びに厚生年金保険法施行令別表第1、及び第2に規定する障害の程度の認定につきましては、「国民年金・厚生年金保険障害認定基準の改正について」（平成14年3月15日庁保発第12号）により取り扱われているところです。

今般、「国民年金・厚生年金保険障害認定基準」の一部が改正され、平成26年6月1日から適用されることから、厚生労働省大臣官房年金管理審議官より、日本年金機構理事長宛に国民年金・厚生年金保険障害認定基準の一部改正について、また、同省年金局事業管理課長より、日本年金機構全国一括業務部門担当理事宛に国民年金・厚生年金保険障害認定基準の一部改正に伴う診断書の項目改正等について通知が出され、別添のとおり、本会に対しても周知方依頼がありました。

本改正の概要は以下のとおりです。

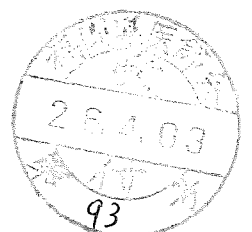
(1) 肝疾患による障害

① 認定基準

- 重症度を判断するための検査項目について見直しを行った。
- 障害等級を客観的に判断するため、検査項目の異常の数を入れた。
- アルコール性肝硬変の基準を追加した。

※ 認定の対象となる障害は以下のとおり。

- ・慢性かつびまん性の肝疾患の結果生じた肝硬変症
- ・肝硬変症に付随する病態（食道・胃などの静脈瘤、特発性細菌性腹膜炎。肝がんを含む）
- ・慢性肝炎は、原則として認定の対象とならないが、検査項目の異常の数などにより障害の状態に相当する場合は認定の対象となる。



② 診断書の様式

- 認定基準の見直しを踏まえて臨床所見欄を整理し、アルコール性肝硬変の場合の記載欄を追加した。
- 「食道・胃などの静脈瘤」や「ヘパトーマ治療歴」欄などを見直し、肝硬変症に付随する病態の治療歴の記載欄を追加した。

(2) 心疾患による障害

① 診断書の様式

- 心機能分類（NYHA）の記載欄を設けた。
- 検査所見欄（心カテーテル、エコー、血液検査）に必要な項目を追加した。
- 疾患別所見欄を整理し、新たに「心筋疾患」「大動脈瘤」「重症心不全」についての記載欄を設けた。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会管下郡市区医師会、及び関係医療機関への周知方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

なお、平成26年6月1日前に交付された旧様式による診断書については、当分の間、使用しても差し支えないことを申し添えます。

平成26年3月25日

公益社団法人
日本医師会 殿

厚生労働省年金局
事業管理課給付事業室

障害年金の診断書の様式変更及び障害年金制度の周知依頼について

時下、貴会におかれましては益々御清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より障害年金をはじめ社会保険制度の運営に御理解、御協力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、障害年金に係る障害の程度の認定につきましては、国民年金・厚生年金保険障害認定基準により行っているところですが、このたび、肝疾患による障害の障害認定基準の見直しに伴い、障害年金の診断書（肝疾患等の障害用）の様式を変更することといたしました。また、心疾患による障害の記載欄を追加する等、診断書（循環器疾患の障害用）の様式を変更することとしました。

つきましては、当該変更及び障害年金制度について別添の広報資料を作成しましたので、診断書を作成していただく貴会会員や医療機関の皆様に対して、ホームページや広報誌の掲載等により広く周知していただきますようお願い申し上げます。

広報資料について

HP掲載用と広報誌用の広報資料を作成しております。
以下の掲載方法を参考にしてください。

1. HP掲載用（資料①～④）

（1）診断書様式の変更について（資料①～③）

- ①「障害年金の診断書（心疾患による障害）を作成する医師の皆さまへ」
- ②「変更後の様式の診断書」
- ③「診断書作成の留意事項」

資料①に記載している★印の「変更後の様式の診断書」に資料②を、
資料①に記載している『診断書作成の留意事項』に資料③をリンクして
いただき、下段にある日本年金機構の年金事務所は、下記の日本年
金機構のURLにリンクしていただけるよう作成しております。

（日本年金機構のURL：www.nenkin.go.jp/n/www/section/index.html）

＊ HPでのリンクが難しい場合は、①～③の資料のPDFを そ
のまま掲載していただければと思います。

（2）障害年金制度の広報について（資料④）

④「診断書を作成する医師・医療機関の皆さまへ」を作成しており
ます。

（1）の診断書様式の変更とあわせてHPへの掲載をお願いいたし
ます。

2. 広報誌用（資料⑤）

広報誌用の資料は、資料⑤「障害年金の診断書（心疾患による障害）
を作成する医師の皆さまへ」になります。この資料は診断書様式の変
更をお知らせし、資料①～③のHP掲載を案内するものになります。

障害年金の診断書（心疾患による障害）を作成する 医師の皆さまへ

平成26年6月1日から
国民年金・厚生年金保険の診断書
「循環器疾患の障害用（様式第120号の6-(1)）」の様式
が変わります

障害基礎年金・障害厚生年金の「心疾患による障害」について、記載欄を追加するなど、診断書の様式を変更します。

平成26年5月1日以降に変更後の様式を配布し、
6月1日から新しい様式で認定事務を行います。

〔主な変更点〕

1. 心機能分類（NYHA）の記載欄を設けました。
2. 検査所見欄（心カテテル、エコー、血液検査）に必要な項目を追加しました。
3. 疾患別所見欄を整理し、新たに「心筋疾患」「大動脈疾患」「重症心不全」についての記載欄を設けました。

★ 変更後の様式の診断書を作成する際には、
『診断書作成の留意事項』をご参照ください。

※ 不明な点は、日本年金機構の年金事務所へお問い合わせください。

肉

国民年金
厚生年金保険

診 断 書

(循環器疾患の障害用)

(フリガナ) 氏 名		生年月日		昭和 平成		年		月		日生 (歳)		性別		男 ・ 女			
住 所		住所地の郵便番号		都道 府県		都市 区											
① 障害の原因 となった 傷 病 名		② 傷病の発生年月日		昭和 平成		年		月		日		診 療 人 員 (年 月 日)		認 定 (年 月 日)			
④ 傷病の原因 又は誘因		⑤ 既存 障害		昭和 平成		年		月		日		診 療 人 員 (年 月 日)		認 定 (年 月 日)			
⑦ 傷病が治った(症状が固定して治療 の効果が期待できない状態を含 む。)かどうか。		傷病が治っている場合		治った日		平成		年		月		日		確 認 推 定			
⑧ 診断書作成医療機関に おける初診時所見 初診年月日 (昭和・平成 年 月 日)		傷病が治っていない場合		症状のよくなる見込		有		無		不明							
⑨ 現在までの治療の内 容、期間、経過、その 他参考となる事項		診療回数		年間		回、月平均		回									
⑩ 計 測 (平成 年 月 日計測)		身長		cm		脈 拍		回/分		血 圧		最 大		mmHg		降圧薬服用	
		体 重		kg								最 小		mmHg		無 ・ 有	
障 害 の 状 態																	
⑪ 循 環 器 疾 患 (平成 年 月 日現症)																	
1 臨 床 所 見								2 一 般 状 態 区 分 表 (平成 年 月 日)									
(1)自 覚 症 状								(該当するものを選んでどれか一つを○で囲んでください。)									
動 悸 (無 ・ 有 ・ 著)								ア 無症状で社会活動ができ、制限を受けることなく、発病前と同等にふるまえるもの									
呼吸困難 (無 ・ 有 ・ 著)								イ 軽度の症状があり、肉体的労働は制限を受けるが、歩行、軽労働や座業はできるもの 例えば、軽い家事、事務など									
息 切 れ (無 ・ 有 ・ 著)								ウ 歩行や身のまわりのことはできるが、時に少し介助が必要なこともあり、軽労働は できないが、日中の50%以上は起居しているもの									
胸 痛 (無 ・ 有 ・ 著)								エ 身のまわりのある程度のことはできるが、しばしば介助が必要で、日中の50%以上 は就床しており、自力では屋外への外出等がほぼ不可能となったもの									
咳 (無 ・ 有 ・ 著)								オ 身のまわりのこともできず、常に介助を必要とし、終日就床を強いられ、活動の範 囲がおおむねベッド周辺に限られるもの									
痰 (無 ・ 有 ・ 著)																	
失 神 (無 ・ 有)								(Levine 度)									
3 心機能分類 (NYHA) (I ・ II ・ III ・ IV)																	
4 検 査 所 見								(4)心カテーテル検査 (平成 年 月 日)									
(1)心電図所見 (心電図所見のあるものは、必ず心電図(コピー)を添付してください。)								左 室 駆 出 率 EF %									
① 安静時心電図 (平成 年 月 日)								冠 動 脈 れ ん 縮 誘 発 試 験 (無 ・ 有) (陰 性 ・ 陽 性)									
心室性期外収縮 (無 ・ 有)								左 主 幹 部 に 50 % 以 上 の 狭 窄 (無 ・ 有)									
心房細動・粗動 (無 ・ 有)								3本の主要冠動脈に75%以上の狭窄 (無 ・ 有)									
完全左脚ブロック (無 ・ 有)								所見									
0.2mV以上のST低下 (無 ・ 有)																	
陳旧性心筋梗塞 (無 ・ 有)																	
深い陰性T波 (無 ・ 有 (mV))																	
その他 ()																	
② 負荷心電図 (無 ・ 有) (平成 年 月 日)								(5)心エコー検査 (平成 年 月 日)									
(陰 性 ・ 疑 陽 性 ・ 陽 性) MET s								左 室 拡張期径 mm 左 室 収縮期径 mm									
③ ホルター心電図 (無 ・ 有) (平成 年 月 日)								左 室 駆 出 率 EF %									
(所見)								所見(左室肥大、弁膜症、拡張能の制限、推定肺動脈圧等)									
(2)胸部X線所見 (平成 年 月 日)																	
心胸郭係数 (%)																	
肺静脈うっ血 (無 ・ 有 ・ 著)																	
(3)動脈血ガス分析値 (平成 年 月 日)								(6)血液検査 (平成 年 月 日)									
動脈血 O ₂ 分圧 Torr								B N P 値 (脳性ナトリウム利尿ペプチド) pg/mL									
動脈血 CO ₂ 分圧 Torr								N T - p r o B N P 値 (脳性ナトリウム利尿ペプチド前駆体N端フラグメント) pg/mL									
5 その他の所見 (平成 年 月 日)																	

「診療録で確認」または「本人の申立て」のどちらかを○で囲み、本人の申立ての場合は、それを聴取した年月日を記入してください。

太文字の罫は、記入漏れがないように記入してください。

本人の障害の程度及び状態に無関係な欄には記入する必要はありません。(無関係な欄は、斜線により抹消してください。)

障 害 の 状 態			
⑫ 疾患別所見	(平成 年 月 日 現症)	(該当する疾患について記入してください。)	
1 心筋疾患			
(1) 肥大型心筋症	無 ・ 有		
(2) 拡張型心筋症	無 ・ 有		
(3) その他の心筋症	無 ・ 有		
(4) 所見 (	)		
2 虚血性心疾患			
(1) 心不全症状	無 ・ 軽労作で有 ・ 安静時有		
(2) 狭心症	無 ・ 軽労作で有 ・ 安静時有		
(3) 梗塞後狭心症	無 ・ 軽労作で有 ・ 安静時有		
(4) 心室性期外収縮	無 ・ 有 (Lown 度)		
(5) インターベンション	無 ・ 有 初回: (平成 年 月 日)、計 回、手技 (	)	
(6) A C バイパス術	無 ・ 有 初回: (平成 年 月 日)		
(7) 再 狭 窄	無 ・ 有 (平成 年 月 日)		
(8) その他の手術	無 ・ 有 (手術名) (平成 年 月 日)		
(9) その他 (	)		
3 不 整 脈			
(1) 難治性不整脈	無 ・ 有 (	) (平成 年 月 日)	
(2) ペースメーカー治療	無 ・ 有 (平成 年 月 日)		
(3) 植込み型除細動器(ICD)	無 ・ 有 (平成 年 月 日)		
(4) その他 (	)		
4 大動脈疾患			
(1) 胸部大動脈解離	無 ・ 有 Stanford 分類 (A 型 ・ B 型) (平成 年 月 日)		
(2) 大動脈瘤	無 ・ 有 (部位: 胸部 ・ 胸腹部 ・ 腹部) (最大血管短径 cm) (平成 年 月 日)		
(3) 人工血管	無 ・ 有 (部位: 胸部 ・ 胸腹部 ・ 腹部) (平成 年 月 日)		
(4) ステントグラフト	無 ・ 有 (部位: 胸部 ・ 胸腹部 ・ 腹部) (平成 年 月 日)		
(5) その他の手術	無 ・ 有 (手術名) (平成 年 月 日)		
(6) その他 (	)		
注: 高血圧症がある場合は、「7 高血圧症」にも記載してください。			
5 先天性心疾患・弁疾患			
(1) 先天性心疾患の場合	症状の出現時期 (昭和・平成 年 月 日)	(4) 肺体血流比	_____
小・中学生時代の体育の授業	普通にできた 参観していた	(5) 肺動脈収縮期圧	_____ mmHg
(2) 弁疾患の場合	原因疾患	(6) 人工弁置換術	無 ・ 有
発病時期 (昭和・平成 年 月 日)		(手術名) (平成 年 月 日)	
(3) Eisenmenger症候群	無 ・ 有	(7) その他の手術	無 ・ 有
		(手術名) (平成 年 月 日)	
		(8) その他 (	)
6 重症心不全			
(1) 心臓移植	無 ・ 有 (平成 年 月 日)		
(2) 人工心臓	無 ・ 有 (平成 年 月 日)		
(3) 心臓再同期医療機器 (CRT)	無 ・ 有 (平成 年 月 日)		
(4) 除細動器機能付き心臓再同期医療機器 (CRT-D)	無 ・ 有 (平成 年 月 日)		
7 高血圧症			
(1) 本態性高血圧症・二次性高血圧症 (病名:)	(4) 眼底検査所見 (平成 年 月 日)		
(2) 検査成績	KW・Scheie・その他 (法): _____		
血圧測定年月日	最大血圧	最小血圧	降圧薬服用
・ ・			無・有 (種)
・ ・			無・有 (種)
・ ・			無・有 (種)
尿蛋白の有無 (- ・ ± ・ + ・ ++)			
(3) 一過性脳虚血発作の既往	無 ・ 有 : 1年以内・1年以上前 (年 月頃)		
8 その他の循環器疾患			
(1) 手術	無 ・ 有 (手術名) (平成 年 月 日)		
(2) その他 (	)		
⑬ 現症時の日常生活活動能力及び労働能力 (必ず記入してください。)			
⑭ 予 後 (必ず記入してください。)			
⑮ 備 考			

上記のとおり、診断します。

平成 年 月 日

病院又は診療所の名称

診療担当科名

所 在 地

医師氏名

印

(診断書を作成していただく医師に手渡すまでは、「記入上の注意」を切り離さないでください。)

記 入 上 の 注 意

- 1 この診断書は、国民年金又は厚生年金保険の障害給付を受けようとする人が、その年金請求書に必ず添えなければならない書類の一つで、初診日から1年6月を経過した日(その期間内に治ったときは、その日)において、国民年金法施行令別表又は厚生年金保険法施行令別表(以下「施行令別表」という。)に該当する程度の障害の状態にあるかどうか、又は、初診日から1年6月を経過した日において、施行令別表に該当する程度の障害の状態でなかった者が、65歳に到達する日の前日までの間において、施行令別表に該当する程度の障害の状態に至ったかどうかを証明するものです。

また、この診断書は、国民年金又は厚生年金保険の年金給付の加算額の対象者となろうとする人等についても、障害の状態が施行令別表に該当する程度にあるかどうかを証明するものです。
- 2 ③の欄は、この診断書を作成するための診療日ではなく、本人が障害の原因となった傷病について初めて医師の診療を受けた日を記入してください。前に他の医師が診療している場合は、本人の申立てによって記入してください。
- 3 ⑨の欄の「診療回数」は、現症日前1年間における診療回数を記入してください。なお、入院日数1日は、診療回数1回として計算してください。
- 4 「障害の状態」の欄は、次のことに留意して記入してください。
 - (1) ①～⑪及び⑬～⑮の欄は、全て記入してください。⑫の欄については本人の障害の程度及び状態に無関係な欄に記入する必要はありません。(無関係な欄は、斜線により抹消してください。)なお、該当欄に記入しきれない場合は、別に紙片をはりつけてそれに記入してください。
 - (2) ⑪の欄「4 検査所見」の(3)～(6)については、検査を行った場合には、該当する項目に現症日の直近の結果を記入してください。
 - (3) ⑪の欄「4 検査所見」の「(6) 血液検査」は、どちらか一方の検査数値を記入してください。
 - (4) ⑫の欄「6 重症心不全」については、重症心不全に該当する場合は⑫6欄に記入してください。なお、重症に該当しない者が「(3)心臓再同期医療機器(CRT)」又は「(4)除細動器機能付き心臓再同期医療機器(CRT-D)」を装着した場合は、装着年月日や医療機器(CRT又はCRT-D)を⑮備考欄に記入してください。
 - (5) ⑫の欄「7 高血圧症」の「(4)眼底検査所見」は、過去3か月間において、病状を最もよく表している検査の所見を記入してください。
- 5 心電図所見のあるものは、この診断書の外に、心電図(コピー)を必ず添えてください。

《循環器疾患の障害》

障害基礎年金・障害厚生年金の診断書作成の留意事項

表面

①欄 障害の原因となった傷病名
障害年金の支給を求める傷病名を記入
してください。

⑨欄 現在までの治療の内容、期間、
経過、その他参考となる事項
現在までの治療の内容などは参考とな
る事項をできるだけ詳しく記入してく
ださい。
また、「診療回数」は、現症日前1年
間における診療回数を記入してくださ
い。なお、入院日数1日は、診療回数
1回として計算してください。

(新設)

⑪3欄 心機能分類
該当するものを○で囲んでください。

⑪4(1)欄 心電図所見
心電図所見のあるものは、必ず心電図
(コピー)を添付してください。

〈お願い〉
この診断書は、障害年金の障害等級を
判定するために、作成をお願いしている
ものです。
過去の障害の状態については、当時
の診療録に基づいて記入してください。
診断書に記入漏れや疑義がある場合
は、作成された医師に照会することがあ
りますので、ご了承ください。

④ 氏名		⑤ 生年月日		⑥ 性別	
氏名		生年月日		性別	
住所		市町村		都道府県	
⑦ 障害の原因となった傷病名		⑧ 初診年月日		⑨ 現症日	
⑩ 傷病の原因又は経過		⑪ 初診年月日(昭和・平成)		⑫ 現症日	
⑬ 現在までの治療の内容、期間、経過、その他参考となる事項		⑭ 診療回数		⑮ 入院日数	
⑯ 心機能分類(NYHA)		⑰ 心電図所見		⑱ 心エコー検査	
⑲ 血液検査		⑳ 心臓CT		㉑ その他	

③欄 初めて医師の診療を受けた日
この診断書を作成するための診療日
ではなく、本人が障害の原因とな
った傷病について初めて医師の診療を
受けた日を記入してください。前に
他の医師が診療している場合は、本
人の申立てによって記入してくださ
い。

初診年月日と現症日の記入漏れがない
ようお願いします。

⑪4欄 検査所見
(3)～(6)については、検査を行った
場合には、該当する項目に現症日の
直近の結果を記入してください。

(変更)
⑪4(5)欄 心エコー検査
所見欄には、左室肥大、弁膜症、拡
張能の制限、推定肺動脈圧等につい
て記入してください。

(変更)
⑪4(6)欄 血液検査
どちらか一方の検査数値を記入して
ください。

※ 氏名・生年月日・住所など記入漏れがないかご確認ください。

(変更)

⑫ 2 欄 虚血性心疾患

(1) ~ (3) のいずれかに該当し、症状を有している場合は、「軽労作で有」または「安静時で有」のどちらかを○で囲んでください。

(新設)

⑫ 4 (1) ~ (4) 欄 大動脈疾患

胸部大動脈解離または大動脈瘤に該当する場合や人工血管またはステントグラフトの挿入がある場合には、該当する分類や部位を○で囲んでください。
また、高血圧症がある場合は、「7 高血圧症」にも記入してください。

(変更)

⑫ 7 (2) 欄 検査成績

降圧薬を服用している場合は、服用している薬の種類数を記入してください。

⑭ 欄 予後

診断時に判断できない場合は、「不詳」と記入してください。

病院または診療所の名称だけでなく、所在地も忘れずに記入してください。

障 害 の 状 態			
⑫ 疾患別所見	(平成 年 月 日 現在)	(該当する疾患について記入してください。)	
1 心筋疾患			
(1) 肥大型心筋症	無・有		
(2) 拡張型心筋症	無・有		
(3) その他の心筋症	無・有		
(4) 所見			
2 虚血性心疾患			
(1) 心不全症状	無・軽労作で有・安静時で有		
(2) 狭心症症状	無・軽労作で有・安静時で有		
(3) 梗塞後狭心症	無・軽労作で有・安静時で有		
(4) 心室性期外収縮	無・有 (Low 度)		
(5) インターベション	無・有 初回: (平成 年 月 日)、計 回、手技 ()		
(6) A C バイパス術	無・有 初回: (平成 年 月 日)		
(7) 再狭窄	無・有 (平成 年 月 日)		
(8) その他の手術	無・有 (手術名) (平成 年 月 日)		
(9) その他			
3 不整脈			
(1) 難治性不整脈	無・有 () (平成 年 月 日)		
(2) ペースメーカー治療	無・有 (平成 年 月 日)		
(3) 植込み型除細動器 (ICD)	無・有 (平成 年 月 日)		
(4) その他			
4 大動脈疾患			
(1) 胸部大動脈解離	無・有 Stanford 分類 (A 型・B 型) (平成 年 月 日)		
(2) 大動脈瘤	無・有 (部位: 胸部・胸部・腹部) (最大血管短径 cm) (平成 年 月 日)		
(3) 人工血管	無・有 (部位: 胸部・胸部・腹部) (平成 年 月 日)		
(4) ステントグラフト	無・有 (部位: 胸部・胸部・腹部) (平成 年 月 日)		
(5) その他の手術	無・有 (手術名) (平成 年 月 日)		
(6) その他			
注: 高血圧症がある場合は、「7 高血圧症」にも記載してください。			
5 先天性心疾患・弁疾患			
(1) 先天性心疾患の場合	症状の出現時期 (昭和・平成 年 月 日)	(4) 肺体血流量比	_____ ml/min
小・中学生時代の体育の授業 普通にできた	参加していた	(5) 肺動脈収縮期圧	_____ mmHg
(2) 弁疾患の場合	原因疾患	(6) 人工弁置換術	無・有 () (平成 年 月 日)
発病時期 (昭和・平成 年 月 日)		(7) その他の手術	無・有 () (平成 年 月 日)
(3) Eisenmenger 症候群	無・有	(8) その他	() (平成 年 月 日)
6 重症心不全			
(1) 心臓移植	無・有 (平成 年 月 日)		
(2) 人工心臓	無・有 (平成 年 月 日)		
(3) 心臓再同期医療機器 (CRT)	無・有 (平成 年 月 日)		
(4) 除細動器機能付き心臓再同期医療機器 (CRT-D)	無・有 (平成 年 月 日)		
7 高血圧症			
(1) 本態性高血圧症・二次性高血圧症 (病名:)	(4) 眼底検査所見 (平成 年 月 日)		
(2) 検査成績	KW・Scheie・その他 (法)		
血圧測定年月日	最大血圧	最小血圧	降圧薬服用
_____	_____	_____	_____
_____	_____	_____	_____
_____	_____	_____	_____
尿蛋白の有無 (-・+・++)	_____	(5) その他の合併症 (大動脈解離、大動脈瘤、末梢動脈閉塞など)	無・有 (病名:)
(3) 一過性脳虚血発作の既往	無・有: 1 年以内・1 年以上前 (年 月 頃)	(6) 血清クレアチニン濃度	mg/dL
8 その他の循環器疾患			
(1) 手術	無・有 (手術名) (平成 年 月 日)		
(2) その他			
⑬ 現症時の日常生活活動能力及労働能力 (必ず記入してください。)			
⑭ 予 (必ず記入してください。)			
⑮ 備考			
上記のとおり、診断します。 平成 年 月 日			
病院又は診療所の名称		診療担当科名	
所在地		医師氏名 印	

⑫ 欄

現症日の記入漏れが無いようお願いいたします。
さらに、1 ~ 8 欄までのうち、該当する疾患について記入してください。

(新設)

⑫ 4 (2) 欄 大動脈瘤

大動脈瘤が複数の部位にある場合は、いずれか大きい方の最大血管短径を記入してください。

(新設)

⑫ 6 欄 重症心不全

重症心不全に該当する場合は⑫ 6 欄に記入してください。
なお、重症に該当しない者が「(3) 心臓再同期医療機器 (CRT)」または「(4) 除細動器機能付き心臓再同期医療機器 (CRT-D)」を装着した場合は、装着年月日や医療機器 (CRT または CRT-D) を⑮ 備考欄に記入してください。

⑫ 7 (4) 欄 眼底検査所見

過去3カ月間において、症状を最もよく表している検査の所見を記入してください。

(変更)

⑬ 欄 現症時の日常生活活動能力及労働能力

現症時の日常生活活動能力については、介助が必要かどうか、また、労働能力についても必ず記入してください。

⑮ 欄 備考

本人の状態について特記すべきことがあれば記入してください。

診断書を作成する 医師・医療機関の皆さまへ

病気やけがなどにより、障害の状態になった患者さんに、国民年金・厚生年金の「**障害年金制度**」をご案内ください。

「障害の状態になった」とは

- 視覚障害や聴覚障害、肢体不自由などの障害
- がんや糖尿病、高血圧、呼吸器疾患などの内部疾患
- 精神の障害

などにより、長期療養が必要で、仕事や生活が著しく制限を受ける状態になったことをいいます。

障害の状態※や保険料の納付期間など、一定の要件を満たしている方は、障害年金を受給することができます。

※障害者手帳の障害等級とは判断基準が異なるため、手帳の交付は受けられても、障害年金を受給できないことがあります。

障害年金についてのお問い合わせやご相談は、
お近くの年金事務所または街角の年金相談センターで
受け付けています。

所在地は、日本年金機構ホームページ「全国の相談・手続き窓口」をご覧ください。
<http://www.nenkin.go.jp/n/www/section/index.html>

窓口受付時間：平日（月～金）の午前8時30分～午後5時15分

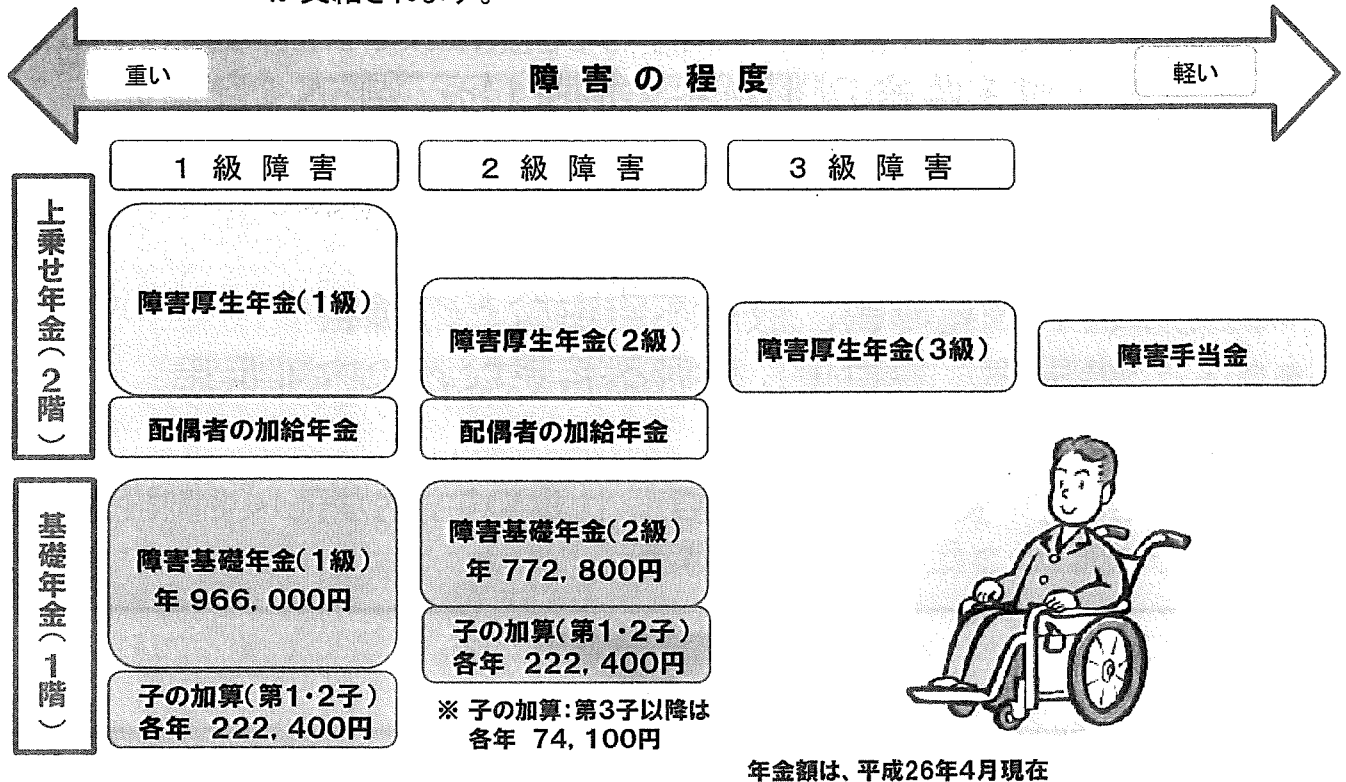
年金相談は、「時間延長」や「週末相談」も実施しています。

時間延長	週初の開所日	午後5：15～午後7：00まで
週末相談	第2土曜	午前9：30～午後4：00まで

障害年金制度について

障害年金

公的年金制度には、主に自営業者などが加入する国民年金や会社員などが加入する厚生年金があります。こうした制度に加入中の病気やけがで障害が残った場合は、国民年金から「障害基礎年金」、厚生年金から「障害厚生年金」が支給されます。



障害年金を受けるには、次の3つの要件が必要になります

1 初診日に被保険者であること

- 初診日において、国民年金または厚生年金保険の被保険者であるか、または国民年金の被保険者であった人で、60歳以上65歳未満の国内居住者であること

【20歳前傷病による障害基礎年金】

初診日において、20歳未満であった人が、20歳に達した日において1級または2級の障害の状態にあるときなどは、障害基礎年金が支給されます。

2 保険料の納付要件を満たしていること

- 初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの被保険者期間のうち、保険料納付期済期間と保険料免除期間を合算した期間が3分の2以上あること

【上記要件を満たせない場合の特例】

初診日が平成38年4月1日前のときは、初診日の属する月の前々月までの直近の1年間に保険料の未納期間がないこと

3 一定の障害の状態にあること

- 障害認定日(※)に障害の状態が1級または2級(障害厚生年金については1級～3級)に該当すること、または障害認定日後に、障害の程度が増進し、65歳になるまでに障害の状態が1級または2級(障害厚生年金については1級～3級)に該当すること

※障害認定日: 障害の原因となった傷病の初診日から起算して1年6か月を経過した日、または1年6か月以内にその傷病が治った場合(症状が固定した場合)はその日

◆障害年金を受けるには、本人またはご家族による年金の請求手続きが必要です。請求窓口は、障害基礎年金はお住まいの市区町村役場または年金事務所、障害厚生年金はお近くの年金事務所になります。

障害年金の診断書（心疾患による障害）を作成する
医師の皆さまへ

平成26年6月1日から
国民年金・厚生年金保険の診断書
「循環器疾患の障害用（様式第120号の6-(1)）」の様式が
変わります

障害基礎年金・障害厚生年金の「心疾患による障害」について、記載欄を追加するなど、診断書の様式を変更します。

平成26年5月1日以降に変更後の様式を配布し、
6月1日から新しい様式で認定事務を行います。

〔主な変更点〕

1. 心機能分類（NYHA）の記載欄を設けました。
2. 検査所見欄（心カテテル、エコー、血液検査）に必要な項目を追加しました。
3. 疾患別所見欄を整理し、新たに「心筋疾患」「大動脈疾患」「重症心不全」についての記載欄を設けました。

★ 変更後の様式の診断書を作成する際には、
『診断書作成の留意事項』をご参照ください。

（〇〇学会のホームページに掲載しています）
〇〇学会のホームページ <http://www.>

広報資料について

HP掲載用と広報誌用の広報資料を作成しております。
以下の掲載方法を参考にしてください。

1. HP掲載用（資料①～③、④）

（1）診断書様式の変更について（①～③）

- ①「障害年金の診断書（肝疾患による障害）を作成する医師の皆さまへ」
- ②「変更後の様式の診断書」
- ③「診断書作成の留意事項」

資料①に記載している★印の「変更後の様式の診断書」に資料②を、
資料①に記載している「診断書作成の留意事項」に資料③をリンクし
ていただき、下段にある日本年金機構の年金事務所は、下記の日本年
金機構のURLにリンクしていただけるよう作成しております。

（日本年金機構のURL：www.nenkin.go.jp/n/www/section/index.html）

＊ HPでのリンクが難しい場合は、①～③の資料のPDFを そ
のまま掲載していただければと思います。

（2）障害年金制度の広報について（資料④）

④「診断書を作成する医師・医療機関の皆さまへ」を作成しており
ます。

（1）の診断書様式の変更とあわせてHPへの掲載をお願いいたし
ます。

（3）障害年金のお知らせ（一般用⑤）

一般の方向けに「平成 26 年 6 月 1 日から肝疾患による障害の障害
認定基準を一部改正します」を作成しています。必要に応じてHPへ
の掲載をお願いします。

2. 広報誌用（資料⑥）

広報誌用の資料は、資料⑤「障害年金の診断書（肝疾患による障害）
を作成する医師の皆さまへ」になります。この資料は診断書様式の変
更をお知らせし、資料①～③のHP掲載を案内するものになります。

障害年金の診断書（肝疾患による障害）を作成する 医師の皆さまへ

平成26年6月1日から
国民年金・厚生年金保険の診断書
「腎疾患・肝疾患 糖尿病の障害用（様式第120号の6-(2)）」
の様式が変わります

障害基礎年金・障害厚生年金の「肝疾患による障害」についての認定基準の見直しに伴い、診断書の様式を変更します。

平成26年5月1日以降に変更後の様式を配布し、
6月1日から新しい様式で認定事務を行います。

〔主な変更点〕

1. 認定基準の見直しを踏まえて臨床所見欄を整理し、アルコール性肝硬変の場合の記載欄を追加しました。
2. 「食道・胃などの静脈瘤」や「ヘパトーマ治療歴」欄などを見直し、肝硬変症に付随する病態の治療歴の記載欄を追加しました。

★ 変更後の様式の診断書を作成する際には、
『診断書作成の留意事項』をご参照ください。

不明な点は、日本年金機構の年金事務所へお問い合わせください。

(内)

国民年金
厚生年金保険

診 断 書

〔腎疾患・肝疾患
糖 尿 病 の障害用〕

(フリガナ) 氏 名		生年月日		昭和 平成		年 月 日生 (歳)		性別		男 ・ 女	
住 所		住所地の郵便番号		都道 府 県		郡市 区					
① 障害の原因 となった 傷 病 名		② 傷病の発生日		昭和 平成		年 月 日		診 療 年 月 日 確 認 年 月 日 (診 本 療 年 月 日 確 認 年 月 日)			
		③ ①のため初めて医 師の診療を受けた日		昭和 平成		年 月 日		診 本 療 年 月 日 確 認 年 月 日 (診 本 療 年 月 日 確 認 年 月 日)			
④ 傷病の原因 又は誘因		初診年月日(昭和・平成 年 月 日)		⑤ 既存 障害				⑥ 既往症			
⑦ 傷病が治った(症状が固定して治療 の効果が期待できない状態を含む。) かどうか。		傷病が治っている場合		治った日		平成 年 月 日		確 認 推 定			
		傷病が治っていない場合				症状のよくなる見込		有 ・ 無 ・ 不明			
⑧ 診断書作成医療機関に おける初診時所見 初診年月日 (昭和・平成 年 月 日)											
⑨ 現在までの治療の内 容、期間、経過、その 他参考となる事項		診療回数		年間 回、月平均 回							
		手術歴		手術名 ()		手術年月日 (年 月 日)					
⑩ 計 測 (平成 年 月 日計測)		身長 cm		脈拍		回/分		血 圧 最 大 最 小		mmHg mmHg 降圧薬服用 無 ・ 有	
⑪ 一 般 状 態 区 分 表 (平成 年 月 日) (該当するものを選んでどれか一つを○で囲んでください。)											
ア 無症状で社会活動ができ、制限を受けることなく、発病前と同等にふるまえるもの											
イ 軽度の症状があり、肉体的労働は制限を受けるが、歩行、軽労働や座業はできるもの 例へば、軽い家事、事務など											
ウ 歩行や身のまわりのことはできるが、時に少し介助が必要なものもあり、軽労働はできないが、日中の50%以上は起居しているもの											
エ 身のまわりのある程度はできるが、しばしば介助が必要で、日中の50%以上は就床しており、自力では屋外への外出等がほぼ不可能となったもの											
オ 身のまわりのこともできず、常に介助を必要とし、終日就床を強いられ、活動の範囲がおおむねベッド周辺に限られるもの											
障 害 の 状 態											
⑫ 腎 疾 患 (平成 年 月 日現症) (腎性網膜症又は糖尿病を合併する例では、糖尿病(⑩)の欄にも必要事項を記入してください。)											
1 臨 床 所 見											
(1)自覚症状 (2)他覚所見											
悪 心 (無・有・著) 浮 腫 (無・有・著)											
食 欲 不 振 (無・有・著) 意 識 障 害 (無・有・著)											
頭 痛 (無・有・著) 尿毒症症状 (無・有・著)											
アチドージス (無・有・著)											
貧 血 (無・有・著)											
腎不全に基づく神経症状(無・有)											
消化器症状(無・有)											
視力障害(無・有)											
2 腎 生 検 無 ・ 有 検査年月日(平成 年 月 日)											
所見 []											
3 人工透析療法											
(1)人工透析療法の実施の有無 無 ・ 有 (CAPD、血液透析)											
(2)人工透析開始日 (平成 年 月 日)											
(3)人工透析実施状況 回数・ 回/週、1回 時間											
(4)人工透析導入後の臨床経過											
(5)長期透析による合併症 無 ・ 有 (その所見)											
4 その他の所見 (腎臓移植術を行っているときは、その実施日を記入してください。)											

「診療録で確認」または「本人の申立て」のどちらかを○で囲み、
本人の申立ての場合は、それを聴取した年月日を記入してください。

(お願い) 太文字の欄は、記入漏れがないように記入してください。

印

(診断書を作成していただく医師に手渡すまでは、「記入上の注意」を切り離さないでください。)

記 入 上 の 注 意

- 1 この診断書は、国民年金又は厚生年金保険の障害給付を受けようとする人が、その年金請求書に必ず添えなければならない書類の一つで、初診日から1年6月を経過した日(その期間内に治ったときは、その日)において、国民年金法施行令別表又は厚生年金保険法施行令別表(以下「施行令別表」という。)に該当する程度の障害の状態にあるかどうか、又は、初診日から1年6月を経過した日において、施行令別表に該当する程度の障害の状態でなかった者が、65歳に到達する日の前日までの間において、施行令別表に該当する程度の障害の状態に至ったかどうかを証明するものです。
〔 また、この診断書は、国民年金又は厚生年金保険の年金給付の加算額の対象者となろうとする人等についても、障害の状態が施行令別表に該当する程度にあるかどうかを証明するものです。 〕
- 2 ③の欄は、この診断書を作成するための診療日ではなく、本人が障害の原因となった傷病について初めて医師の診療を受けた日を記入してください。前に他の医師が診療している場合は、本人の申立てによって記入してください。
- 3 ⑨の欄の「診療回数」は、現症日前1年間における診療回数を記入してください。なお、入院日数1日は、診療回数1回として計算してください。
- 4 「障害の状態」の欄は、次のことに留意して記入してください。
 - (1) ①～⑪及び⑮～⑰の欄は、全て記入してください。それ以外については本人の障害の程度及び状態に無関係な欄には記入する必要はありません。(無関係な欄は、斜線により抹消してください。)なお、該当欄に記入しきれない場合は、別に紙片をはりつけてそれに記入してください。
 - (2) ⑫及び⑬の欄の「1 臨床所見」の検査成績及び⑭の欄の「2 ヘモグロビンA_{1c}及び空腹時血糖値の推移」の検査成績は、過去6か月間における2回以上の検査成績をそれぞれ記入してください。
 - (3) ⑬の欄の「1 臨床所見」の検査成績の「血清アルブミン」については、BCG法、BCP法又は改良型BCP法のいずれかに○を付してください。
 - (4) アルコール性肝硬変の場合は、⑬の欄の「1 臨床所見」の(3)検査成績の「180日以上アルコールを摂取していない。」及び「継続して必要な治療を実施している。」の○又は×のいずれかに○を付してください。
 - (5) ⑬の欄の「2 Child-Pughによるgrade」の点数に○を付してください。
 - (6) ⑬の欄の「7 治療の内容」は、⑬の欄冒頭の現症日時点の内容を記入してください。また、「具体的内容」については、(1)～(6)の治療が有る場合は、必要に応じて薬品名や(6)の内容等を記入してください。
 - (7) ⑭の欄の「4 合併症」については、過去3か月間において病状を最もよく表している検査の所見を記入してください。

障害基礎年金・障害厚生年金の診断書作成の留意事項
(平成26年6月1日改正)

表面

①欄 障害の原因となった傷病名
障害年金の支給を求める傷病名を記入
してください。

⑨欄 現在までの治療の内容、期間、経過、その他参考となる事項
現在までの治療の内容などは参考となる事項をできるだけ詳しく記入してください。

また、診療回数は、現症日前1年間に
おける診療回数を記入してください。
なお、入院日数1日は、診療回数1回
として計算してください。

⑫3 欄 人工透析療法
人工透析療法を実施している場合は、
開始日と実施状況を記入してください。

様式第120号の6-(2)

(内)

国民年金
厚生年金保険

診 断 書

〔有病・患・障害の記載用〕

(フリガナ) 氏名	生年月日	昭和 平成	年 月 日 生(西)	性別	男・女
住所	〒 -				
①療養の原因となった傷病名	②療養の発生日 昭和 年 月 日 平成 年 月 日		③④のため初めて医師の診療を受けた日 昭和 年 月 日 平成 年 月 日		
⑤療養の原因又は経過 ☒ 初診年月日(昭和・平成) 年 月 日	⑥既往症 ☐ 既往歴				
⑦療養が治った(症状が固定して治療の効果が見られない状態を含む。)かどうか。 療養が治っている場合 治った日 平成 年 月 日 承認 療養が治っていない場合 症状のよくなる見込み 有 ・ 無 ・ 不明					
⑧お訴書作成医療機関における初診時所見 初診年月日 昭和 年 月 日					
⑨現在までの治療の内容、期間、経過、その他参考となる事項 診療回数 年間 回、月平均 回 手術回数 年 月 日					
⑩一般身体状況分表(平成 年 月 日) [記入する項目はすべて記入してください。] ア 健康状態で社会活動ができる。制限を受けることなく、発病前と同等にふるまえるもの イ 軽度の症状があり、肉体的労働は制限を受けるが、歩行、軽労働や流汗はできるもの 例え、軽い家事、事務など ウ 歩行や身のまわりのことはできるが、時に少し介助が必要になることもあり、軽労働はできないが、日中の50%以上は起きているもの エ 身のまわりのある程度のことはできるが、しばしば介助が必要で、日中の50%以上は臥しているもので、自力では屋外への外出等がほぼ不可能となったもの オ 身のまわりのことまでできず、常に介助を必要とし、终日就床を要しられ、活発な行動をおこなうベッド周辺に限られるもの					
健 康 の 状 況 ⑪腎疾患 (平成 年 月 日現役) [慢性腎臓病又は糖尿病を合併する時は、糖尿病(Ⅻ)の欄にも必要事項を記入してください。]					
1 臨床所見 (1)自覚症状 悪心 (無・有・著) 食欲不振 (無・有・著) 頭痛 (無・有・著)		(2)他覚所見 浮腫 (無・有・著) 意識障害 (無・有・著) 尿毒症性肺病 (無・有・著) アナフィラキシー (無・有・著) 貧血 (無・有・著) 腎不全に基づく 神経症状 (無・有) 消化器症状 (無・有) 視力障害 (無・有)			
(3)検査成績 (記入上の注意を参照) 検査項目 尿蛋白 量 g/dl 尿蛋白 率 % 尿蛋白 定性 血清クレアチニン × 10 ⁻² mg/dl ヘマトクリット % ヘマトクрит % 白血球数 /mm ³ 血小板数 × 10 ³ /μl 血清総蛋白 g/dl 血清アルブミン g/dl 総コレステロール mg/dl 尿酸値 mg/dl 血糖値 mg/dl 血清尿素窒素(BUN) mg/dl 血清クレアチニン濃度 μmol/l γ-GT値 U/L 乳酸脱氢酵素 LDH U/L 鉄蛋白 ph					
2 腎生検 無・有 検査年月日(平成 年 月 日) 所見[]					
3 人工透析療法 (1)人工透析開始の実施の有無 (2)人工透析開始日 平成 年 月 日 (3)人工透析実施状況 回数 回/週、1回 時間 (4)人工透析導入後の臨床経過 (5)長期透析による合併症 無・有(その所見)					
4 その他他所の見解(腎移植術を行っているときは、その実施日を記入してください。)					

本人の障害の程度及び状態に無関係な欄には記入する必要はありません。(無関係な欄は、斜線により抹消してください。)

③欄 初めて医師の診療を受けた日
この診断書を作成するための診療日
ではなく、本人が障害の原因となっ
た傷病について初めて医師の診療を
受けた日を記入してください。前に
他の医師が診療している場合は、本
人の申立てによって記入してくださ
い。

初診年月日と現症日の記入漏れがない
ようお願いします。

⑫ 1 (3) 欄 検査成績
過去6カ月における2回以上の検査成績をそれぞれ記入してください。

〈お願い〉
この診断書は、障害年金の障害等級を判定するために、作成をお願いしているものです。
過去の障害の状態については、当時の診療録に基づいて記入してください。
診断書に記入漏れや疑義がある場合は、作成された医師に照会することがありますので、ご了承ください。

※ 氏名・生年月日・住所など記入漏れがないかご確認ください。

(変更)

⑬ 2 欄 Child-Pughによるgrade
該当する点数を○で囲んでください。

(新設)

⑬ 6 欄 特発性細菌性腹膜炎その他
肝硬変症に付随する病態の
治療歴

「4 食道・胃などの静脈瘤」と
「5 ヘパトマ治療歴」以外の治
療歴があれば治療経過などを記入し
てください。

(変更)

⑬ 7 欄 治療の内容
現症日時点の内容を記入してくださ
い。
また、「具体的内容」については、(1)
～(6)の治療がある場合は、必要に応
じて薬品名や「(6)その他」の内容など
を記入してください。

⑭ 2 欄 ヘモグロビンA1c及び空腹
時血糖値の推移
過去6カ月における2回以上の検査
成績をそれぞれ記入してください。

⑰ 欄 予後
診断時に判断できない場合は、「不詳」
と記入してください。

病院または診療所の名称だけではなく、
所在地も忘れずに記入してください。

障 害 の 状 態	
⑩ 肝 疾 患 (平成 年 月 日現症) (腎臓病又は腎臓障害を合併する例では、糖尿病(⑪)、腎疾患(⑫)の欄にも必要事項を記入してください。)	
1 臨床所見 (1)自覚症状 (無・有・著) (2)他覚所見 (無・有・著) 全身倦怠感 (無・有・著) 肝萎縮 (無・有・著) 発熱 (無・有・著) 脾腫大 (無・有・著) 食欲不振 (無・有・著) 浮腫 (無・有・著) 悪心・嘔吐 (無・有・著) 腹水 (無・有・著) 皮膚そう痒感 (無・有・著) 有(難治性) 有痛性筋痙攣 (無・有・著) 黄疸 (無・有・著) 吐血・下血 (無・有・著) 腹壁静脈怒張 (無・有・著) 肝性脳症 (無・有・度) 出血傾向 (無・有・著)	(3)検査成績 (記入上の注意を参照) 検査項目 検査日 施設 基準値 AST(GOT) IU/L ALT(GPT) IU/L γ-GTP IU/L 血清ビリルビン mg/dL アルカリホスファターゼ IU/L 血清総蛋白 g/dL 血清アルブミン g/dL BCG法・BCP法 ・改良型BCP法 A/G比 血小板数 $\times 10^3/\mu\text{L}$ プロトロンビン時間 秒 総ビリルビン mg/dL 血中アンモニア $\mu\text{g}/\text{dL}$ AFP ng/mL PIVKA-II mAU/mL アルコール性肝硬変の場合 180日以上アルコールを摂取していない (○・×) (○・×) (○・×) 継続して必要な治療を実施している (○・×) (○・×) (○・×)
2 Child-Pughによるgrade A (5・6) B (7・8・9) C (10・11・12以上)	
3 肝生検 無・有 検査年月日(平成 年 月 日) 所見 グレード () ステージ ()	
4 食道・胃などの静脈瘤 (1)無・有 検査年月日(平成 年 月 日) (2)吐血・下血の既往 無・有 (回) (3)治療歴 無・有 (回)	
5 ヘパトマ治療歴 無・有 ・手術 回 ・局所療法 回 ・動脈塞栓術 回 ・放射線療法 回 ・化学療法 回	
6 特発性細菌性腹膜炎その他肝硬変症に付随する病態の治療歴 所見	
7 治療の内容 (1)利尿剤 (無・有) (4)アルブミン・血漿製剤 (無・有) (2)特殊アミノ酸製剤 (無・有) (5)血小板輸血 (無・有) (3)抗ウイルス療法 (無・有) (6)その他 具体的内容	8 その他の所見 (1)肝移植 無・有 (有の場合は移植年月日(平成 年 月 日)) 経過 (2)その他(超音波・CT・MRI検査等) (平成 年 月 日)
⑪ 糖 尿 病 (平成 年 月 日現症) (腎臓病を認める例では、腎疾患(⑫)の欄にも必要事項を記入してください。)	
1 病 型 (いずれかの病型に○を付けてください) (1)1型糖尿病 (2)2型糖尿病 (3)その他の型 (病名)	3 治療状況 (1)食事療法のみ (2)経口糖尿病薬による (3)インスリンによる (単位 / 日 回 / 日)
2 ヘモグロビンA1c及び空腹時血糖値の推移 (記入上の注意を参照) 検査項目 検査日 施設 基準値 HbA1c (%) 空腹時血糖値 (mg/dL)	4 合併症 (1)眼合併症 (平成 年 月 日) 矯正 ア 視 力 (右) 裸眼 (左) 矯正 イ 眼底所見 (2)神経障害 (症状・検査所見)
5 その他の所見	
⑫ その他の代謝疾患 (平成 年 月 日現症) (自覚症状・他覚所見・検査成績等)	
⑬ 現症時の日常生活活動能力及び労働能力 (必ず記入してください。)	
⑭ 予 後 (必ず記入してください。)	
⑮ 備 考	
上記のとおり、診断します。 平成 年 月 日	
病院又は診療所の名称 所 在 地	診療担当科名 医師氏名 印

(変更)

⑬ 1 (3) 欄 検査成績
過去6カ月における2回以上の検査成
績をそれぞれ記入してください。

- 「血清アルブミン」については、BCG法、BCP法または改良型BCP法のいずれかを○で囲んでください。
- アルコール性肝硬変の場合は、⑬の欄の「1 臨床所見」の(3)検査成績の「180日以上アルコールを摂取していない。」と「継続して必要な治療を実施している。」の○または×のいずれかを検査日ごとに○で囲んでください。

(変更)

⑬ 8 (1) 欄 肝移植
移植を受けたものは、術後の症状、治療経過、検査成績を「経過」に具体的に記入してください。
また、肝移植後の予後についても、「⑰予後」欄に記入してください。

⑭ 4 欄 合併症
過去3か月間において病状を最もよく表している検査の所見を記入してください。

⑮ 欄 現症時の日常生活活動能力及び労働能力
現症時の日常生活活動能力については、介助が必要かどうか、また、労働能力についても必ず記入してください。

⑯ 欄 備考
本人の状態について特記すべきことがあれば記入してください。

診断書を作成する 医師・医療機関の皆さまへ

病気やけがなどにより、障害の状態になった患者さんに、国民年金・厚生年金の「**障害年金制度**」をご案内ください。

「障害の状態になった」とは

- 視覚障害や聴覚障害、肢体不自由などの障害
- がんや糖尿病、高血圧、呼吸器疾患などの内部疾患
- 精神の障害

などにより、長期療養が必要で、仕事や生活が著しく制限を受ける状態になったことをいいます。

障害の状態※や保険料の納付期間など、一定の要件を満たしている方は、障害年金を受給することができます。

※障害者手帳の障害等級とは判断基準が異なるため、手帳の交付は受けられても、障害年金を受給できないことがあります。

障害年金についてのお問い合わせやご相談は、
お近くの年金事務所または街角の年金相談センターで
受け付けています。

所在地は、日本年金機構ホームページ「全国の相談・手続き窓口」をご覧ください。
<http://www.nenkin.go.jp/n/www/section/index.html>

窓口受付時間：平日（月～金）の午前8時30分～午後5時15分

年金相談は、「時間延長」や「週末相談」も実施しています。

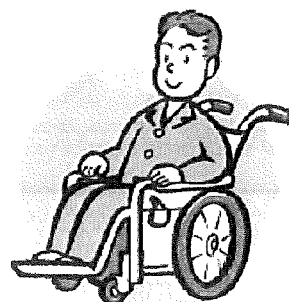
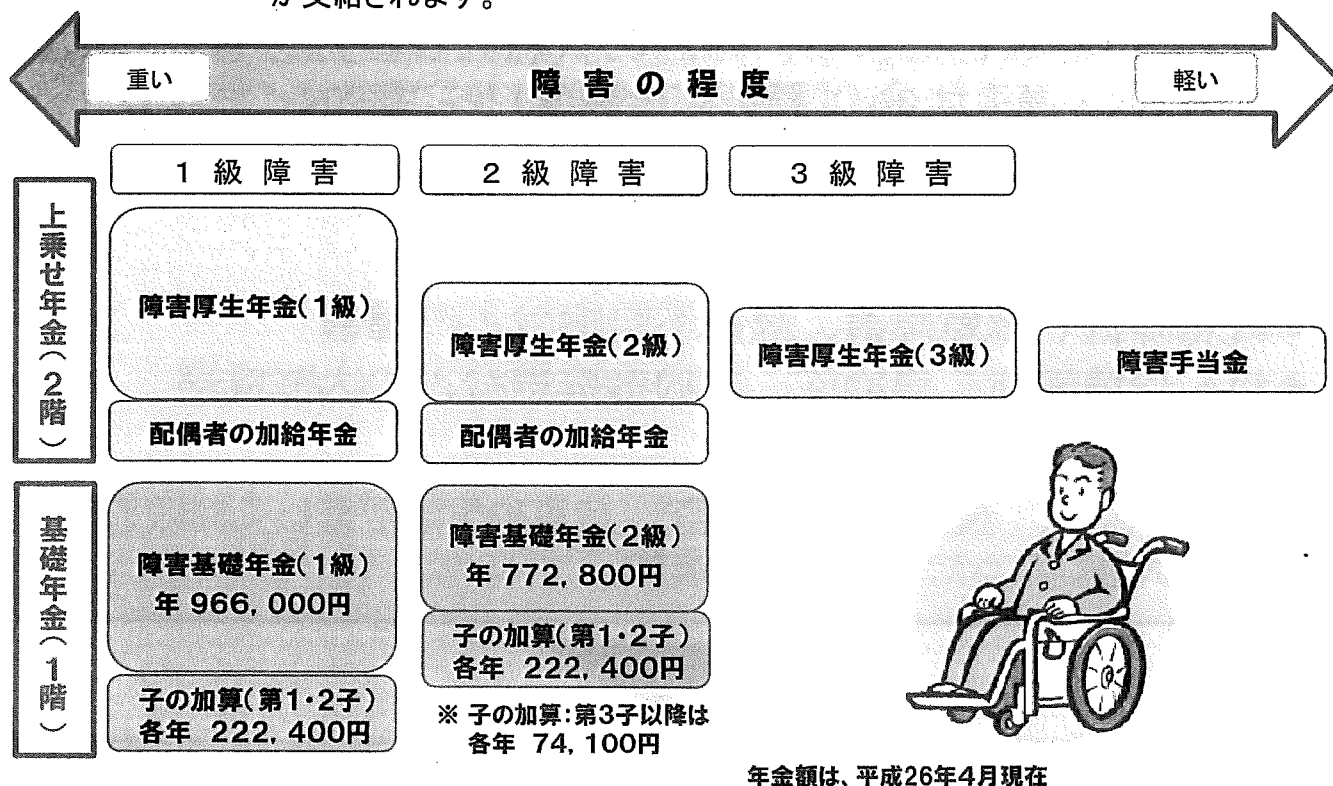
時間延長 週初の開所日 午後5：15～午後7：00まで

週末相談 第2土曜 午前9：30～午後4：00まで

障害年金制度について

障害年金

公的年金制度には、主に自営業者などが加入する国民年金や会社員などが加入する厚生年金があります。こうした制度に加入中の病気やけがで障害が残った場合は、国民年金から「障害基礎年金」、厚生年金から「障害厚生年金」が支給されます。



障害年金を受けるには、次の3つの要件が必要になります

1 初診日に被保険者であること

- 初診日において、国民年金または厚生年金保険の被保険者であるか、または国民年金の被保険者であった人で、60歳以上65歳未満の国内居住者であること

【20歳前傷病による障害基礎年金】

初診日において、20歳未満であった人が、20歳に達した日において1級または2級の障害の状態にあるときなどは、障害基礎年金が支給されます。

2 保険料の納付要件を満たしていること

- 初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの被保険者期間のうち、保険料納付期済期間と保険料免除期間を合算した期間が3分の2以上あること

【上記要件を満たせない場合の特例】

初診日が平成38年4月1日前のときは、初診日の属する月の前々月までの直近の1年間に保険料の未納期間がないこと

3 一定の障害の状態にあること

- 障害認定日(※)に障害の状態が1級または2級(障害厚生年金については1級～3級)に該当すること、または障害認定日後に、障害の程度が増進し、65歳になるまでに障害の状態が1級または2級(障害厚生年金については1級～3級)に該当すること

※障害認定日: 障害の原因となった傷病の初診日から起算して1年6ヵ月を経過した日、または1年6ヵ月以内にその傷病が治った場合(症状が固定した場合)はその日

◆障害年金を受けるには、本人またはご家族による年金の請求手続きが必要です。請求窓口は、障害基礎年金はお住まいの市区町村役場または年金事務所、障害厚生年金はお近くの年金事務所になります。



ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare



日本年金機構
Japan Pension Service

障害年金のお知らせ

**平成26年6月1日から
「肝疾患による障害」の認定基準を
一部改正します。**

改正のポイント

1. 重症度を判断するための検査項目について見直しを行いました。
2. 障害等級を客観的に判断するため、検査項目の異常の数を入れました。
3. アルコール性肝硬変の基準を追加しました。

認定の対象となる障害は、以下のとおりです。

- ・慢性かつびまん性の肝疾患の結果生じた肝硬変症
- ・肝硬変症に付随する病態（食道・胃などの静脈瘤、特発性細菌性腹膜炎、肝がんを含む）

※慢性肝炎は、原則として認定の対象になりませんが、検査項目の異常の数などにより障害の状態に相当する場合は認定の対象となります。

不明な点は、日本年金機構の年金事務所へお問い合わせください。

改正のポイント

1. 重症度を判断する検査項目・臨床所見とその異常値を見直しました。

検査項目/臨床所見	基準値	中等度の異常	高度異常
血清総ビリルビン (mg/dl)	0.3～1.2	2.0以上3.0以下	3.0超
血清アルブミン (g/dl) (BCG法)	4.2～5.1	3.0以上3.5以下	3.0未満
血小板数 (万/μl)	13～35	5以上10未満	5未満
プロトロンビン時間 (PT) (%)	70超～130	40以上70以下	40未満
腹 水	—	腹水あり	難治性腹水あり
脳 症	—	I 度	II 度以上

2. 各等級に相当する例示の中に検査項目の異常の数を入れました。

障害の程度	障 害 の 状 態
1 級	前記1.の検査成績及び臨床所見のうち高度異常を3つ以上示すもの、又は高度異常を2つ及び中等度の異常を2つ以上示すもので、かつ、一般状態区分表のオに該当するもの
2 級	前記1.の検査成績及び臨床所見のうち中等度又は高度の異常を3つ以上示すもので、かつ、一般状態区分表のエ又はウに該当するもの
3 級	前記1.の検査成績及び臨床所見のうち中等度又は高度の異常を2つ以上示すもので、かつ、一般状態区分表のウ又はイに該当するもの

※ 障害の認定は、異常値の数と一般状態区分表による障害の状態などによって認定されます。

3. アルコール性肝硬変の基準を追加しました。

アルコール性肝硬変については、継続して必要な治療を行っていること及び検査日より前に180日以上アルコールを摂取していないことについて、確認のできた者に限り、認定されます。

日本年金機構の年金事務所の連絡先は、日本年金機構ホームページ（全国の相談・手続窓口）にてご確認ください。

<http://www.nenkin.go.jp/n/www/section/>

全国の窓口 日本年金機構

検 索

**障害年金の診断書（肝疾患による障害）を作成する
医師の皆さまへ**

**平成26年6月1日から
国民年金・厚生年金保険の診断書
「腎疾患・肝疾患 糖尿病の障害用（様式第120号の6-(2)）」
の様式が変わります**

障害基礎年金・障害厚生年金の「肝疾患による障害」についての認定基準の見直しに伴い、診断書の様式を変更します。

**平成26年5月1日以降に変更後の様式を配布し、
6月1日から新しい様式で認定事務を行います。**

〔主な変更点〕

1. 認定基準の見直しを踏まえて臨床所見欄を整理し、アルコール性肝硬変の場合の記載欄を追加しました。
2. 「食道・胃などの静脈瘤」や「ヘパトーマ治療歴」欄などを見直し、肝硬変症に付随する病態の治療歴の記載欄を追加しました。

**★ 変更後の様式の診断書を作成する際には、
『診断書作成の留意事項』をご参照ください。
（〇〇学会のホームページに掲載しています）
〇〇学会のホームページ <http://www.>**



年管発 0317 第 1 号
平成 26 年 3 月 17 日

日本年金機構理事長 殿

厚生労働省大臣官房年金管理審議官
(公 印 省 略)

国民年金・厚生年金保険障害認定基準の一部改正について

国民年金法施行令（昭和 34 年政令第 184 号）別表並びに厚生年金保険法施行令（昭和 29 年政令第 110 号）別表第 1 及び別表第 2 に規定する障害の程度の認定については、「国民年金・厚生年金保険障害認定基準の改正について」（平成 14 年 3 月 15 日庁保発第 12 号）により取り扱っているところであるが、近年の医学的知見を反映して、認定基準を見直すとともに、表現や例示の明確化を図るため、関係の専門家による審議等を踏まえ、今般、「国民年金・厚生年金保険障害認定基準」の一部を別紙 1 から別紙 3 のとおり改正し、平成 26 年 6 月 1 日から適用することとしたので通知する。ただし、別紙 3 に関する改正については、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

なお、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和 60 年法律第 34 号）により従前の例によることとされた改正前の国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）及び厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）の規定に基づく障害給付に係る障害の程度の認定については、それぞれ「国民年金障害等級認定基準」（昭和 54 年 11 月 1 日庁保発第 31 号）及び「国民年金において併合認定を行う場合の後発障害認定基準」（昭和 54 年 11 月 1 日庁保発第 32 号）並びに「厚生年金保険の障害認定要領」（昭和 52 年 7 月 15 日庁保発第 20 号）により取り扱うものであることを申し添える。

(別紙1)

◎ 国民年金・厚生年金保険障害認定基準（第11節／心疾患による障害）

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前																
第3 障害認定に当たっての基準 第1章 障害等級認定基準 第11節／心疾患による障害 心疾患による障害の程度は、次により認定する。 1 認定基準 (略) 2 認定要領 (1)～(8) (略) (9) 疾患別に各等級に相当すると認められるものを一部例示すると、次のとおりである。 ①～⑤ (略) ⑥ 先天性心疾患 <table border="1"> <thead> <tr> <th>障害の 程度</th><th>障 害 の 状 態</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 級</td><td>病状（障害）が重篤で安静時においても、常時心不全の症状（NYHA心機能分類クラスⅣ）を有し、かつ、一般状態区分表のオに該当するもの</td></tr> <tr> <td>2 級</td><td>1 異常検査所見が2つ以上及び病状をあらわす臨床所見が5つ以上あり、かつ、一般状態区分表のウ又はエに該当するもの 2 Eisenmenger化（手術不可能な逆流状況が発生）を起こしているもので、かつ、一般状態区分表のウ又はエに該当するもの</td></tr> <tr> <td>3 級</td><td>1 異常検査所見のC、D、Eのうち1つ以上の所見及び病状をあらわす臨床所見が1つ以上あり、かつ、一般状態区分表のイ又はウに該当するもの 2 肺体血流比1.5以上の左右短絡又は肺動脈収縮期圧50mmHg以上のもので、かつ、一般状態区分表のイ又はウに該当するもの</td></tr> </tbody> </table> ⑦ (略) (10)・(11) (略)	障害の 程度	障 害 の 状 態	1 級	病状（障害）が重篤で安静時においても、常時心不全の症状（NYHA心機能分類クラスⅣ）を有し、かつ、一般状態区分表のオに該当するもの	2 級	1 異常検査所見が2つ以上及び病状をあらわす臨床所見が5つ以上あり、かつ、一般状態区分表のウ又はエに該当するもの 2 Eisenmenger化（手術不可能な逆流状況が発生）を起こしているもので、かつ、一般状態区分表のウ又はエに該当するもの	3 級	1 異常検査所見のC、D、Eのうち1つ以上の所見及び病状をあらわす臨床所見が1つ以上あり、かつ、一般状態区分表のイ又はウに該当するもの 2 肺体血流比1.5以上の左右短絡又は肺動脈収縮期圧50mmHg以上のもので、かつ、一般状態区分表のイ又はウに該当するもの	第3 障害認定に当たっての基準 第1章 障害等級認定基準 第11節／心疾患による障害 心疾患による障害の程度は、次により認定する。 1 認定基準 (略) 2 認定要領 (1)～(8) (略) (9) 疾患別に各等級に相当すると認められるものを一部例示すると、次のとおりである。 ①～⑤ (略) ⑥ 先天性心疾患 <table border="1"> <thead> <tr> <th>障害の 程度</th><th>障 害 の 状 態</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 級</td><td>病状（障害）が重篤で安静時においても、常時心不全の症状（NYHA心機能分類クラスⅣ）を有し、かつ、一般状態区分表のオに該当するもの</td></tr> <tr> <td>2 級</td><td>1 異常検査所見が2つ以上及び病状をあらわす臨床所見が5つ以上あり、かつ、一般状態区分表のウ又はエに該当するもの 2 Eisenmenger化（手術不可能な逆流状況が発生）を起こしているもので、かつ、一般状態区分表のウ又はエに該当するもの</td></tr> <tr> <td>3 級</td><td>1 異常検査所見のC、D、Eのうち1つ以上の所見及び病状をあらわす臨床所見が1つ以上あり、かつ、一般状態区分表のイ又はウに該当するもの 2 肺体血流比1.5以上の左右短絡、<u>平均肺動脈収縮期圧</u>50mmHg以上のもので、かつ、一般状態区分表のイ又はウに該当するもの</td></tr> </tbody> </table> ⑦ (略) (10)・(11) (略)	障害の 程度	障 害 の 状 態	1 級	病状（障害）が重篤で安静時においても、常時心不全の症状（NYHA心機能分類クラスⅣ）を有し、かつ、一般状態区分表のオに該当するもの	2 級	1 異常検査所見が2つ以上及び病状をあらわす臨床所見が5つ以上あり、かつ、一般状態区分表のウ又はエに該当するもの 2 Eisenmenger化（手術不可能な逆流状況が発生）を起こしているもので、かつ、一般状態区分表のウ又はエに該当するもの	3 級	1 異常検査所見のC、D、Eのうち1つ以上の所見及び病状をあらわす臨床所見が1つ以上あり、かつ、一般状態区分表のイ又はウに該当するもの 2 肺体血流比1.5以上の左右短絡、 <u>平均肺動脈収縮期圧</u> 50mmHg以上のもので、かつ、一般状態区分表のイ又はウに該当するもの
障害の 程度	障 害 の 状 態																
1 級	病状（障害）が重篤で安静時においても、常時心不全の症状（NYHA心機能分類クラスⅣ）を有し、かつ、一般状態区分表のオに該当するもの																
2 級	1 異常検査所見が2つ以上及び病状をあらわす臨床所見が5つ以上あり、かつ、一般状態区分表のウ又はエに該当するもの 2 Eisenmenger化（手術不可能な逆流状況が発生）を起こしているもので、かつ、一般状態区分表のウ又はエに該当するもの																
3 級	1 異常検査所見のC、D、Eのうち1つ以上の所見及び病状をあらわす臨床所見が1つ以上あり、かつ、一般状態区分表のイ又はウに該当するもの 2 肺体血流比1.5以上の左右短絡又は肺動脈収縮期圧50mmHg以上のもので、かつ、一般状態区分表のイ又はウに該当するもの																
障害の 程度	障 害 の 状 態																
1 級	病状（障害）が重篤で安静時においても、常時心不全の症状（NYHA心機能分類クラスⅣ）を有し、かつ、一般状態区分表のオに該当するもの																
2 級	1 異常検査所見が2つ以上及び病状をあらわす臨床所見が5つ以上あり、かつ、一般状態区分表のウ又はエに該当するもの 2 Eisenmenger化（手術不可能な逆流状況が発生）を起こしているもので、かつ、一般状態区分表のウ又はエに該当するもの																
3 級	1 異常検査所見のC、D、Eのうち1つ以上の所見及び病状をあらわす臨床所見が1つ以上あり、かつ、一般状態区分表のイ又はウに該当するもの 2 肺体血流比1.5以上の左右短絡、 <u>平均肺動脈収縮期圧</u> 50mmHg以上のもので、かつ、一般状態区分表のイ又はウに該当するもの																

(別紙2)

◎ 国民年金・厚生年金保険障害認定基準（第13節／肝疾患による障害）新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
第3 障害認定に当たっての基準 第1章 障害等級認定基準 第13節／肝疾患による障害 肝疾患による障害の程度は、次により認定する。 1 認定基準 (略) 2 認定要領 (1) 肝疾患による障害の認定の対象は、慢性かつびまん性の肝疾患の結果生じた肝硬変症及びそれに付随する病態（<u>食道・胃などの静脈瘤、特発性細菌性腹膜炎、肝がんを含む。</u>）である。 肝硬変では、一般に肝は萎縮し肝全体が高度の線維化のため硬化してくる。 肝硬変で最も多いものは、B型肝炎ウイルスあるいはC型肝炎ウイルスによるウイルス性肝硬変であり、その他自己免疫性肝炎や非アルコール性脂肪肝炎による肝硬変、アルコール性肝硬変、<u>胆汁うっ滞型肝硬変</u>、代謝性肝硬変（ウィルソン病、ヘモクロマトーシス）等がある。 (2) 肝疾患の主要症状としては、易疲労感、全身倦怠感、腹部膨満感、発熱、<u>食欲不振、悪心、嘔吐、皮膚そう痒感、吐血、下血、有痛性筋痙攣</u>等の自覚症状、肝萎縮、脾腫大、浮腫、腹水、黄疸、腹壁静脈怒張、<u>食道・胃静脈瘤、肝性脳症、出血傾向</u>等の他覚所見がある。 (3) <u>検査</u>としては、まず、<u>血球算定検査、血液生化学検査</u>が行われるが、さらに、<u>肝炎ウイルス検査、血液凝固系検査、免疫学的検査、超音波検査、CT・MRI検査、腹腔鏡検査、肝生検、上部消化管内視鏡検査</u>、肝血管造影等が行われる。 (4) 肝疾患での重症度判定の検査項目及び臨床所見並びに異常値の一部を示すと次のとおりである。	第3 障害認定に当たっての基準 第1章 障害等級認定基準 第13節／肝疾患による障害 肝疾患による障害の程度は、次により認定する。 1 認定基準 (略) 2 認定要領 (1) 肝疾患による障害の認定の対象は、慢性かつびまん性の肝疾患の結果生じた肝硬変症及びそれに付随する病態（<u>食道静脈瘤、肝癌を含む。</u>）である。 肝硬変では、一般に肝は萎縮し肝全体が高度の線維化のため硬化してくる。 肝硬変で最も多いものは、B型肝炎ウイルスあるいはC型肝炎ウイルスによるウイルス性肝硬変であり、その他自己免疫性肝炎による肝硬変、アルコール性肝硬変、<u>胆汁うっ滞性肝硬変</u>、代謝性肝硬変（ウィルソン病、ヘモクロマトーシス）等がある。 (2) 肝疾患の主要症状としては、易疲労感、全身倦怠感、腹部膨満感、発熱、<u>食思不振、嘔気、嘔吐、皮膚そう痒感、出血</u>等の自覚症状、肝萎縮、脾腫大、浮腫、腹水、黄疸、腹壁静脈怒張、<u>食道静脈瘤、意識障害</u>等の他覚所見がある。 (3) <u>検査成績</u>としては、まず、血液生化学検査が行われるが、さらに、免疫学的検査、超音波検査、CT・MRI検査、腹腔鏡検査、<u>上部消化管内視鏡による食道静脈瘤検査</u>、肝血管造影等が行われる。 (4) 肝疾患での重症度判定の検査項目及び異常値の一部を示すと次のとおりである。

検査項目/臨床所見	基準値	中等度の異常	高度異常
血清総ビリルビン (mg/dl)	0.3～1.2	2.0以上3.0以下	3.0超
血清アルブミン (g/dl) (BCG法)	4.2～5.1	3.0以上3.5以下	3.0未満
血小板数 (万/μl)	13～35	5以上10未満	5未満
プロトロンビン時間 (PT) (%)	70超～130	40以上70以下	40未満
腹 水	—	腹水あり	難治性腹水あり
脳 症 (表1)	—	I 度	II度以上

表1 昏睡度分類 (略)

(5) (略)

(6) 各等級に相当すると認められるものを一部例示すると次のとおりである。

障害の程度	障 害 の 状 態
1 級	前記(4)の検査成績及び臨床所見のうち高度異常を3つ以上示すもの又は高度異常を2つ及び中等度の異常を2つ以上示すもので、かつ、一般状態区分表のオに該当するもの
2 級	前記(4)の検査成績及び臨床所見のうち中等度又は高度の異常を3つ以上示すもので、かつ、一般状態区分表のエ又はウに該当するもの
3 級	前記(4)の検査成績及び臨床所見のうち中等度又は高度の異常を2つ以上示すもので、かつ、一般状態区分表のウ又はイに該当するもの

検査項目	基準値	中等度の異常	高度異常
総ビリルビン (mg/dl)	0.3～1.2	2以上3未満	3以上
血清アルブミン (g/dl)	4.2～5.1	2.8以上3.5未満	2.8未満
血小板数 (万/μl)	13～35	5以上10未満	5未満
プロトロンビン時間 (PT) (%)	70～130	40以上50未満	40未満
プロトロンビン時間 (PT) (秒)	10～14	4以上6未満の延長	6以上の延長
アルカリホスファターゼ (ALP) (Bessey法)	0.8～2.3	3.5以上10未満	10以上
コリンエステラーゼ (CHE)	—	診療施設基準値に対して、明らかに病的な異常値のもの	
腹 水	—	中等度 (*)	高度 (**)
脳 症 (表1)	—	I 度 (*)	II度以上 (*)

* 治療により軽快するもの

**治療により軽快しないもの

(注) ALP及びCHEの検査成績は、測定方法や単位により異なるので注意すること

表1 昏睡度分類 (略)

(5) (略)

(6) 各等級に相当すると認められるものを一部例示すると次のとおりである。

障害の程度	障 害 の 状 態
1 級	前記(4)の検査成績が高度異常を示すもので、かつ、一般状態区分表のオに該当するもの
2 級	前記(4)の検査成績が中等度の異常を示すもので、かつ、一般状態区分表のエ又はウに該当するもの
3 級	前記(4)の検査成績が中等度の異常を示すもので、かつ、一般状態区分表のウ又はイに該当するもの

なお、障害の程度の判定に当たっては、前記(4)の検査成績及び臨床所見によるほか、他覚所見、他の一般検査及び特殊検査の検査成績、治療及び病状の経過等も参考とし、認定時の具体的な日常生活状況等を把握して、総合的に認定する。

(10) に移動)

(7) 検査成績は、その性質上変動しやすいので、肝疾患の経過中において最も適切に病状をあらわしていると思われる検査成績に基づいて認定を行うものとする。

(8) 肝硬変は、その発症原因によって、病状、進行状況を異にするので、各疾患固有の病態に合わせて認定する。アルコール性肝硬変については、継続して必要な治療を行っていること及び検査日より前に180日以上アルコールを摂取していないことについて、確認のできた者に限り、認定を行うものとする。

(9) 慢性肝炎は、原則として認定の対象としないが、(6)に掲げる障害の状態に相当するものは認定の対象とする。

(10) 食道・胃などの静脈瘤については、吐血・下血の既往、治療歴の有無及びその頻度、治療効果を参考とし、(4)に掲げる検査項目及び臨床所見の異常に加えて、総合的に認定する。特発性細菌性腹膜炎についても、同様とする。

(11) 肝がんについては、(4)に掲げる検査項目及び臨床所見の異常に加えて、肝がんによる障害を考慮し、本節及び「第16節／悪性新生物による障害」の認定要領により認定する。ただし、(4)に掲げる検査項目及び臨床所見の異常がない場合は、第16節の認定要領により認定する。

(12) 肝臓移植の取扱い

ア 肝臓移植を受けたものに係る障害認定に当たっては、術後の症状、治療経過、検査成績及び予後等を十分に考慮して総合的に認定する。

イ 障害年金を支給されている者が肝臓移植を受けた場合は、臓器が生着し、安定的に機能するまでの間を考慮して術後1年間は従前の等級とする。

なお、障害の程度の判定に当たっては、前記(4)の検査成績によるほか、他覚所見、他の一般検査及び特殊検査の検査成績、治療及び病状の経過等も参考とし、認定時の具体的な日常生活状況等を把握して、総合的に認定する。

(7) 食道静脈瘤は、胃・食道静脈瘤内視鏡所見記載基準及び治療の頻度、治療効果を参考とし、肝機能障害と併せて、総合的に認定する。

(8) 検査成績は、その性質上変動しやすいので、肝疾患の経過中において最も適切に病状をあらわしていると思われる検査成績に基づいて行うものとする。

(9) 肝硬変は、その発症原因によって、病状、進行状況を異にするので、各疾患固有の病態に合わせて認定する。

(10) 慢性肝炎は、原則として認定の対象としないが、GOT(AST)、GPT(ALT)が長期間にわたって100以上の値を示し、かつ、軽易な労働以外の労働に支障がある程度のものは、3級とする。

(7) から移動)

(別紙3)

◎ 国民年金・厚生年金保険障害認定基準（第18節／その他の疾患による障害）新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
第3 障害認定に当たっての基準 第1章 障害等級認定基準 第18節／その他の疾患による障害 その他の疾患による障害の程度は、次により認定する。 1 認定基準 (略) 2 認定要領 (1) その他の疾患による障害は、本章「第1節 眼の障害」から「第17節 高血圧症による障害」において取り扱われていない疾患を指すものであるが、本節においては、腹部臓器・骨盤臓器の術後後遺症、人工肛門・新膀胱、<u>遷延性植物状態</u>、いわゆる難病及び臓器移植の取扱いを定める。 (2) (略) (3) 人工肛門・新膀胱 ア・イ (略) (4) <u>遷延性植物状態については、次により取り扱う。</u> <u>ア 遷延性植物状態については、日常生活の用を弁ずることができない状態であると認められるため、1級と認定する。</u> <u>イ 障害の程度を認定する時期は、その障害の状態に至った日から起算して3月を経過した日以後に、医学的観点から、機能回復がほとんど望めないと認められるとき（初診日から起算して1年6月以内の日に限る。）とする。</u> (5) いわゆる難病については、その発病の時期が不定、不詳であり、かつ、発病は緩徐であり、ほとんどの疾患は、臨床症状が複雑多岐にわたっているため、その認定に当たっては、客観的所見に基づいた日常生活能力等の程度を十分考慮して総合的に認定するものとする。 なお、厚生労働省研究班や関係学会で定めた診断基準、治療基準があり、それに該当するものは、病状の経過、治療効果等を参考とし、認定時の具体的な日常生活状況等を把握して、総合的に認定する。 (6) 臓器移植の取扱い ア 臓器移植を受けたものに係る障害認定に当たっては、術後の症状、治療経過及び検査成績等を十分に考慮して総合的に認定する。 イ 障害等級に該当するものが、臓器移植を受けた場合は、臓器が生着し、安定的に機能するまでの間、少なくとも1年間は従前の等級とする。 なお、障害等級が3級の場合は、2年間の経過観察を行う。	第3 障害認定に当たっての基準 第1章 障害等級認定基準 第18節／その他の疾患による障害 その他の疾患による障害の程度は、次により認定する。 1 認定基準 (略) 2 認定要領 (1) その他の疾患による障害は、本章「第1節 眼の障害」から「第17節 高血圧症による障害」において取り扱われていない疾患を指すものであるが、本節においては、腹部臓器・骨盤臓器の術後後遺症及びいわゆる難病並びに臓器移植の取扱いを定める。 (2) (略) (3) 人工肛門、新膀胱 ア・イ (略) (4) いわゆる難病については、その発病の時期が不定、不詳であり、かつ、発病は緩徐であり、ほとんどの疾患は、臨床症状が複雑多岐にわたっているため、その認定に当たっては、客観的所見に基づいた日常生活能力等の程度を十分考慮して総合的に認定するものとする。 なお、厚生労働省研究班や関係学会で定めた診断基準、治療基準があり、それに該当するものは、病状の経過、治療効果等を参考とし、認定時の具体的な日常生活状況等を把握して、総合的に認定する。 (7) から移動)

- (7) 障害の程度は、一般状態が次表の一般状態区分表のオに該当するものは1級に、同表のエ又はウに該当するものは2級に、同表のウ又はイに該当するものは3級におおむね相当するので、認定に当たっては、参考とする。

一般状態区分表

区 分	一 般 状 態
ア	無症状で社会活動ができ、制限を受けることなく、発病前と同等にふるまえるもの
イ	軽度の症状があり、肉体労働は制限を受けるが、歩行、軽労働や座業はできるもの 例えば、軽い家事、事務など
ウ	歩行や身のまわりのことはできるが、時に少し介助が必要なこともあり、軽労働はできないが、日中の50%以上は起居しているもの
エ	身のまわりのある程度のことはできるが、しばしば介助が必要で、日中の50%以上は就床しており、自力では屋外への外出等がほぼ不可能となったもの
オ	身のまわりのこともできず、常に介助を必要とし、終日就床を強いられ、活動の範囲がおおむねベッド周辺に限られるもの

- (8) 本章「第1節 眼の障害」から「第17節 高血圧症による障害」及び本節に示されていない障害及び障害の程度については、その障害によって生じる障害の程度を医学的に判断し、最も近似している認定基準の障害の程度に準じて認定する。

((6) に移動)

- (5) 障害の程度は、一般状態が次表の一般状態区分表のオに該当するものは1級に、同表のエ又はウに該当するものは2級に、同表のウ又はイに該当するものは3級におおむね相当するので、認定に当たっては、参考とする。

一般状態区分表

区 分	一 般 状 態
ア	無症状で社会活動ができ、制限を受けることなく、発病前と同等にふるまえるもの
イ	軽度の症状があり、肉体労働は制限を受けるが、歩行、軽労働や座業はできるもの 例えば、軽い家事、事務など
ウ	歩行や身のまわりのことはできるが、時に少し介助が必要なこともあり、軽労働はできないが、日中の50%以上は起居しているもの
エ	身のまわりのある程度のことはできるが、しばしば介助が必要で、日中の50%以上は就床しており、自力では屋外への外出等がほぼ不可能となったもの
オ	身のまわりのこともできず、常に介助を必要とし、終日就床を強いられ、活動の範囲がおおむねベッド周辺に限られるもの

- (6) 本章「第1節 眼の障害」から「第17節 高血圧症による障害」及び本節に示されていない障害及び障害の程度については、その障害によって生じる障害の程度を医学的に判断し、最も近似している認定基準の障害の程度に準じて認定する。

(7) 臓器移植の取扱い

ア 臓器移植を受けたものに係る障害認定に当たっては、術後の症状、治療経過及び検査成績等を十分に考慮して総合的に認定する。

イ 障害等級に該当するものが、臓器移植を受けた場合は、臓器が生着し、安定的に機能するまでの間、少なくとも1年間は従前の等級とする。

なお、障害等級が3級の場合は、2年間の経過観察を行う。

国 民 年 金 ・ 厚 生 年 金 保 険

障 害 認 定 基 準

平成 26 年 4 月 1 日改正

(P 86～88 差替え)

平成 26 年 6 月 1 日改正

(P 58～64、68～72 差替え)

第11節／心疾患による障害

心疾患による障害の程度は、次により認定する。

1 認定基準

心疾患による障害については、次のとおりである。

令別表	障害の程度	障 害 の 状 態
国 年 令 別 表	1 級	身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
	2 級	身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
厚 年 令 別表第1	3 級	身体の機能に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を有するもの

心疾患による障害の程度は、呼吸困難、心悸亢進、尿量減少、夜間多尿、チアノーゼ、浮腫等の臨床症状、X線、心電図等の検査成績、一般状態、治療及び病状の経過等により、総合的に認定するものとし、当該疾病の認定の時期以後少なくとも1年以上の療養を必要とするものであって、長期にわたる安静を必要とする病状が、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のものを1級に、日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のものを2級に、また、労働が制限を受けるか又は労働に制限を加えることを必要とする程度のものを3級に該当するものと認定する。

2 認定要領

- (1) この節に述べる心疾患とは、心臓だけではなく、血管を含む循環器疾患を指すものである。（ただし、血圧については、本章「第17節 高血圧症による障害」で述べるので除く。）

心疾患による障害は、弁疾患、心筋疾患、虚血性心疾患（心筋梗塞、狭心症）、難治性不整脈、大動脈疾患、先天性心疾患に区分する。

- (2) 心疾患の障害等級の認定は、最終的には心臓機能が慢性的に障害された慢性心不全の状態を評価することである。この状態は虚血性心疾患や弁疾患、心筋疾患などのあらゆる心疾患の終末像である。

慢性心不全とは、心臓のポンプ機能の障害により、体の末梢組織への血液供給が不十分となった状態を意味し、一般的には左心室系の機能障害が主体をなすが、右心室

系の障害も考慮に入れなければならない。左心室系の障害により、動悸や息切れ、肺うっ血による呼吸困難、咳・痰、チアノーゼなどが、右心室系の障害により、全身倦怠感や浮腫、尿量減少、頸静脈怒張などの症状が出現する。

- (3) 心疾患の主要症状としては、胸痛、動悸、呼吸困難、失神等の自覚症状、浮腫、チアノーゼ等の他覚所見がある。

臨床所見には、自覚症状（心不全に基づく）と他覚所見があるが、後者は医師の診察により得られた客観的症狀なので常に自覚症状と連動しているか否かに留意する必要がある（以下、各心疾患に同じ）。重症度は、心電図、心エコー図・カテーテル検査、動脈血ガス分析値も参考とする。

- (4) 検査成績としては、血液検査（BNP値）、心電図、心エコー図、胸部X線、X線CT、MRI等、核医学検査、循環動態検査、心カテーテル検査（心カテーテル法、心血管造影法、冠動脈造影法等）等がある。
- (5) 肺血栓塞栓症、肺動脈性肺高血圧症は、心疾患による障害として認定する。
- (6) 心血管疾患が重複している場合には、客観的所見に基づいた日常生活能力等の程度を十分考慮して総合的に認定する。
- (7) 心疾患の検査での異常検査所見を一部示すと、次のとおりである。

区 分	異 常 検 査 所 見
A	安静時の心電図において、0.2mV以上のSTの低下もしくは0.5mV以上の深い陰性T波（aVR誘導を除く。）の所見のあるもの
B	負荷心電図（6Mets未満相当）等で明らかな心筋虚血所見があるもの
C	胸部X線上で心胸郭係数60%以上又は明らかな肺静脈性うっ血所見や間質性肺水腫のあるもの
D	心エコー図で中等度以上の左室肥大と心拡大、弁膜症、収縮能の低下、拡張能の制限、先天性異常のあるもの
E	心電図で、重症な頻脈性又は徐脈性不整脈所見のあるもの
F	左室駆出率（EF）40%以下のもの
G	BNP（脳性ナトリウム利尿ペプチド）が200pg/ml相当を超えるもの
H	重症冠動脈狭窄病変で左主幹部に50%以上の狭窄、あるいは、3本の主要冠動脈に75%以上の狭窄を認めるもの
I	心電図で陳旧性心筋梗塞所見があり、かつ、今日まで狭心症状を有するもの

- (注1) 原則として、異常検査所見があるもの全てについて、それに該当する心電図等を提出（添付）させること。

- (注2) 「F」についての補足

心不全の原因には、収縮機能不全と拡張機能不全とがある。

近年、心不全症例の約40%はEF値が保持されており、このような例での心不全は左

室拡張不全機能障害によるものとされている。しかしながら、現時点において拡張機能不全を簡便に判断する検査法は確立されていない。左室拡張末期圧基準値（5－12mmHg）をかなり超える場合、パルスドプラー法による左室流入血流速度波形を用いる方法が一般的である。この血流速度波形は急速流入期血流速度波形（E波）と心房収縮期血流速度波形（A波）からなり、E/A比が1.5以上の場合は、重度の拡張機能障害といえる。

（注3） 「G」についての補足

心不全の進行に伴い、神経体液性因子が血液中に増加することが確認され、心不全の程度を評価する上で有用であることが知られている。中でも、BNP値（心室で生合成され、心不全により分泌が亢進）は、心不全の重症度を評価する上でよく使用されるNYHA分類の重症度と良好な相関性を持つことが知られている。この値が常に100 pg/ml 以上の場合は、NYHA心機能分類でⅡ度以上と考えられ、200 pg/ml 以上では心不全状態が進行していると判断される。

（注4） 「H」についての補足

すでに冠動脈血行再建が完了している場合を除く。

（8） 心疾患による障害の程度を一般状態区分表で示すと次のとおりである。

一般状態区分表

区 分	一 般 状 態
ア	無症状で社会活動ができ、制限を受けることなく、発病前と同等にふるまえるもの
イ	軽度の症状があり、肉体労働は制限を受けるが、歩行、軽労働や座業はできるもの 例え、軽い家事、事務など
ウ	歩行や身のまわりのことはできるが、時に少し介助が必要なこともあり、軽労働はできないが、日中の50%以上は起居しているもの
エ	身のまわりのある程度のことはできるが、しばしば介助が必要で、日中の50%以上は就床しており、自力では屋外への外出等がほぼ不可能となったもの
オ	身のまわりのこともできず、常に介助を必要とし、終日就床を強いられ、活動の範囲がおおむねベッド周辺に限られるもの

（参考） 上記区分を身体活動能力にあてはめると概ね次のとおりとなる。

区 分	身 体 活 動 能 力
ア	6 Mets 以上
イ	4 Mets 以上 6 Mets 未満
ウ	3 Mets 以上 4 Mets 未満
エ	2 Mets 以上 3 Mets 未満
オ	2 Mets 未満

(注) Mets とは、代謝当量をいい、安静時の酸素摂取量 (3.5ml/kg 体重/分) を 1 Mets として活動時の酸素摂取量が安静時の何倍かを示すものである。

(9) 疾患別に各等級に相当すると認められるものを一部例示すると、次のとおりである。

① 弁疾患

障害の程度	障 害 の 状 態
1 級	病状 (障害) が重篤で安静時においても、心不全の症状 (NYHA 心機能分類クラスⅣ) を有し、かつ、一般状態区分表のオに該当するもの
2 級	1 人工弁を装着術後、6 ヶ月以上経過しているが、なお病状をあらわす臨床所見が 5 つ以上、かつ、異常検査所見が 1 つ以上あり、かつ、一般状態区分表のウ又はエに該当するもの 2 異常検査所見の A、B、C、D、E、G のうち 2 つ以上の所見、かつ、病状をあらわす臨床所見が 5 つ以上あり、かつ、一般状態区分表のウ又はエに該当するもの
3 級	1 人工弁を装着したもの 2 異常検査所見の A、B、C、D、E、G のうち 1 つ以上の所見、かつ、病状をあらわす臨床所見が 2 つ以上あり、かつ、一般状態区分表のイ又はウに該当するもの

(注 1) 複数の人工弁置換術を受けている者であっても、原則 3 級相当とする。

(注 2) 抗凝固薬使用による出血傾向については、重度のものを除き認定の対象とはしない。

② 心筋疾患

障害の程度	障 害 の 状 態
1 級	病状 (障害) が重篤で安静時においても、心不全の症状 (NYHA 心機能分類クラスⅣ) を有し、かつ、一般状態区分表のオに該当するもの
2 級	1 異常検査所見の F に加えて、病状をあらわす臨床所見が 5 つ以上あり、かつ、一般状態区分表のウ又はエに該当するもの 2 異常検査所見の A、B、C、D、E、G のうち 2 つ以上の所見及び心不全の病状をあらわす臨床所見が 5 つ以上あり、かつ、一般状態区分表のウ又はエに該当するもの
3 級	1 EF 値が 50% 以下を示し、病状をあらわす臨床所見が 2 つ以上あり、かつ、一般状態区分表のイ又はウに該当するもの 2 異常検査所見の A、B、C、D、E、G のうち 1 つ以上の所見及び心不全の病状をあらわす臨床所見が 1 つ以上あり、かつ、一般状態区分表のイ又はウに該当するもの

(注) 肥大型心筋症は、心室の収縮は良好に保たれるが、心筋肥大による心室拡張機能障害や左室流出路狭窄に伴う左室流出路圧較差などが病態の基本となっている。したがって EF 値が障害認定にあたり、参考とならないことが多く、臨床所見や心電図所見、胸部 X 線検査、心臓エコー検査所見なども参考として総合的に障害等級を判断する。

③ 虚血性心疾患（心筋梗塞、狭心症）

障害の程度	障 害 の 状 態
1 級	病状（障害）が重篤で安静時においても、常時心不全あるいは狭心症状を有し、かつ、一般状態区分表のオに該当するもの
2 級	異常検査所見が2つ以上、かつ、軽労作で心不全あるいは狭心症などの症状をあらわし、かつ、一般状態区分表のウ又はエに該当するもの
3 級	異常検査所見が1つ以上、かつ、心不全あるいは狭心症などの症状が1つ以上あるもので、かつ、一般状態区分表のイ又はウに該当するもの

（注）冠動脈疾患とは、主要冠動脈に少なくとも1ヶ所の有意狭窄をもつ。あるいは、冠攣縮が証明されたものを言い、冠動脈造影が施行されていなくとも心電図、心エコー図、核医学検査等で明らかに冠動脈疾患と考えられるものも含む。

④ 難治性不整脈

障害の程度	障 害 の 状 態
1 級	病状（障害）が重篤で安静時においても、常時心不全の症状（NYHA 心機能分類クラスⅣ）を有し、かつ、一般状態区分表のオに該当するもの
2 級	1 異常検査所見のEがあり、かつ、一般状態区分表のウ又はエに該当するもの 2 異常検査所見のA、B、C、D、F、Gのうち2つ以上の所見及び病状をあらわす臨床所見が5つ以上あり、かつ、一般状態区分表のウ又はエに該当するもの
3 級	1 ペースメーカー、ICDを装着したもの 2 異常検査所見のA、B、C、D、F、Gのうち1つ以上の所見及び病状をあらわす臨床所見が1つ以上あり、かつ、一般状態区分表のイ又はウに該当するもの

（注1）難治性不整脈とは、放置すると心不全や突然死を引き起こす危険性の高い不整脈で、適切な治療を受けているにも拘わらず、それが改善しないものを言う。

（注2）心房細動は、一般に加齢とともに漸増する不整脈であり、そのみでは認定の対象とはならないが、心不全を合併したり、ペースメーカーの装着を要する場合には認定の対象となる。

⑤ 大動脈疾患

障害の程度	障 害 の 状 態
3 級	1 胸部大動脈解離（Stanford 分類A型・B型）や胸部大動脈瘤により、人工血管を挿入し、かつ、一般状態区分表のイ又はウに該当するもの 2 胸部大動脈解離や胸部大動脈瘤に、難治性の高血圧を合併したもの

(注 1) Stanford 分類 A 型： 上行大動脈に解離がある。

Stanford 分類 B 型： 上行大動脈まで解離が及んでいないもの。

(注 2) 大動脈瘤とは、大動脈の一部がのう状又は紡錘状に拡張した状態で、先天性大動脈疾患や動脈硬化（アテローム硬化）、膠原病などが原因となる。これのみでは認定の対象とはならないが、原疾患の活動性や手術による合併症が見られる場合には、総合的に判断する。

(注 3) 胸部大動脈瘤には、胸腹部大動脈瘤も含まれる。

(注 4) 難治性高血圧とは、塩分制限などの生活習慣の修正を行った上で、適切な薬剤 3 薬以上の降圧薬を適切な用量で継続投与しても、なお、収縮期血圧が 140 mmHg 以上又は拡張期血圧が 90mmHg 以上のもの。

(注 5) 大動脈疾患では、特殊な例を除いて心不全を呈することはなく、また最近の医学の進歩はあるが、完全治癒を望める疾患ではない。従って、一般的には 1・2 級には該当しないが、本傷病に関連した合併症（周辺臓器への圧迫症状など）の程度や手術の後遺症によっては、さらに上位等級に認定する。

- ・ 大動脈瘤の定義：囊状のものは大きさを問わず、紡錘状のものは、正常時（2.5～3cm）の 1.5 倍以上のものをいう。（2 倍以上は手術が必要。）
- ・ 人工血管にはステントグラフトも含まれる。

⑥ 先天性心疾患

障害の程度	障 害 の 状 態
1 級	病状（障害）が重篤で安静時においても、常時心不全の症状（NYHA 心機能分類クラスⅣ）を有し、かつ、一般状態区分表のオに該当するもの
2 級	1 異常検査所見が 2 つ以上及び病状をあらわす臨床所見が 5 つ以上あり、かつ、一般状態区分表のウ又はエに該当するもの 2 Eisenmenger 化（手術不可能な逆流状況が発生）を起こしているもので、かつ、一般状態区分表のウ又はエに該当するもの
3 級	1 異常検査所見の C、D、E のうち 1 つ以上の所見及び病状をあらわす臨床所見が 1 つ以上あり、かつ、一般状態区分表のイ又はウに該当するもの 2 肺体血流比 1.5 以上の左右短絡又は肺動脈収縮期圧 50mmHg 以上のもので、かつ、一般状態区分表のイ又はウに該当するもの

⑦ 重症心不全

心臓移植や人工心臓等を装着した場合の障害等級は、次のとおりとする。ただし、術後は次の障害等級に認定するが、1～2 年程度経過観察したうえで症状が安定しているときは、臨床症状、検査成績、一般状態区分表を勘案し、障害等級を再認定する。

- ・ 心臓移植 1 級
- ・ 人工心臓 1 級
- ・ C R T（心臓再同期医療機器）、C R T－D（除細動器機能付き心臓再同期医療機器）

2 級

- (10) 心臓ペースメーカー、又は I C D（植込み型除細動器）、又は人工弁を装着した場合の障害の程度を認定すべき日は、それらを装着した日（初診日から起算して1年6月以内の日に限る。）とする。
- (11) 各疾患によって、用いられる検査が異なっており、また、特殊検査も多いため、診断書上に適切に症状をあらわしていると思われる検査成績が記載されているときは、その検査成績も参考とし、認定時の具体的な日常生活状況等を把握して、総合的に認定する。

第13節／肝疾患による障害

肝疾患による障害の程度は、次により認定する。

1 認定基準

肝疾患による障害については、次のとおりである。

令別表	障害の程度	障 害 の 状 態
国 年 令 別 表	1 級	身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
	2 級	身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
厚 年 令 別表第1	3 級	身体の機能に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を有するもの

肝疾患による障害の程度は、自覚症状、他覚所見、検査成績、一般状態、治療及び病状の経過、具体的な日常生活状況等により、総合的に認定するものとし、当該疾病の認定の時期以後少なくとも1年以上の療養を必要とするものであって、長期にわたる安静を必要とする病状が、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のものを1級に、日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のものを2級に、また、労働が制限を受けるか又は労働に制限を加えることを必要とする程度のものを3級に該当するものと認定する。

2 認定要領

- (1) 肝疾患による障害の認定の対象は、慢性かつびまん性の肝疾患の結果生じた肝硬変症及びそれに付随する病態（食道・胃などの静脈瘤、特発性細菌性腹膜炎、肝がんを含む。）である。

肝硬変では、一般に肝は萎縮し肝全体が高度の線維化のため硬化してくる。

肝硬変で最も多いものは、B型肝炎ウイルスあるいはC型肝炎ウイルスによるウイルス性肝硬変であり、その他自己免疫性肝炎や非アルコール性脂肪肝炎による肝硬変、アルコール性肝硬変、胆汁うっ滞型肝硬変、代謝性肝硬変（ウィルソン病、ヘモクロマトーシス）等がある。

- (2) 肝疾患の主要症状としては、易疲労感、全身倦怠感、腹部膨満感、発熱、食欲不振、悪心、嘔吐、皮膚そう痒感、吐血、下血、有痛性筋痙攣等の自覚症状、肝萎縮、脾腫

大、浮腫、腹水、黄疸、腹壁静脈怒張、食道・胃静脈瘤、肝性脳症、出血傾向等の他覚所見がある。

- (3) 検査としては、まず、血球算定検査、血液生化学検査が行われるが、さらに、肝炎ウイルス検査、血液凝固系検査、免疫学的検査、超音波検査、CT・MRI検査、腹腔鏡検査、肝生検、上部消化管内視鏡検査、肝血管造影等が行われる。
- (4) 肝疾患での重症度判定の検査項目及び臨床所見並びに異常値の一部を示すと次のとおりである。

検査項目/臨床所見	基準値	中等度の異常	高度異常
血清総ビリルビン (mg/dl)	0.3～1.2	2.0 以上 3.0 以下	3.0 超
血清アルブミン (g/dl) (BCG 法)	4.2～5.1	3.0 以上 3.5 以下	3.0 未満
血小板数 (万/ μ l)	13～35	5 以上 10 未満	5 未満
プロトロンビン 時間 (PT) (%)	70 超～130	40 以上 70 以下	40 未満
腹 水	—	腹水あり	難治性腹水あり
脳 症 (表 1)	—	I 度	II 度以上

表1 昏睡度分類

昏睡度	精 神 症 状	参 考 事 項
I	睡眠－覚醒リズムに逆転。 多幸気分ときに抑うつ状態。 だらしなく、気にとめない態度。	あとで振り返ってみて判定できる。
II	指南力（時、場所）障害、 物を取り違える（confusion） 異常行動 （例：お金をまく、 化粧品をゴミ箱に捨てるなど） ときに傾眠状態（普通によびかけで開眼し 会話が出来る） 無礼な言動があったりするが、他人の 指示には従う態度を見せる。	興奮状態がない。 尿便失禁がない。 羽ばたき振戦あり。
III	しばしば興奮状態またはせん妄状態を伴 い、反抗的態度をみせる。 嗜眠状態（ほとんど眠っている）。 外的刺激で開眼しうるが、他人の指示には 従わない、または従えない（簡単な命令に は応じえる）。	羽ばたき振戦あり。 （患者の協力がえられる 場合） 指南力は高度に障害。
IV	昏眠（完全な意識の消失）。 痛み刺激に反応する。	刺激に対して、払いのける動 作、顔をしかめるなどがみら れる。
V	深昏睡 痛み刺激にもまったく反応しない。	

- (5) 肝疾患による障害の程度を一般状態区分表で示すと次のとおりである。

一般状態区分表

区 分	一 般 状 態
ア	無症状で社会活動ができ、制限を受けることなく、発病前と同等にふるまえるもの
イ	軽度の症状があり、肉体労働は制限を受けるが、歩行、軽労働や座業はできるもの 例え、軽い家事、事務など
ウ	歩行や身のまわりのことはできるが、時に少し介助が必要なこともあり、軽労働はできないが、日中の50%以上は起居しているもの
エ	身のまわりのある程度のことはできるが、しばしば介助が必要で、日中の50%以上は就床しており、自力では屋外への外出等がほぼ不可能となったもの
オ	身のまわりのこともできず、常に介助を必要とし、終日就床を強いられ、活動の範囲がおおむねベッド周辺に限られるもの

- (6) 各等級に相当すると認められるものを一部例示すると次のとおりである。

障害の程度	障 害 の 状 態
1 級	前記(4)の検査成績及び臨床所見のうち高度異常を3つ以上示すもの又は高度異常を2つ及び中等度の異常を2つ以上示すもので、かつ、一般状態区分表のオに該当するもの
2 級	前記(4)の検査成績及び臨床所見のうち中等度又は高度の異常を3つ以上示すもので、かつ、一般状態区分表のエ又はウに該当するもの
3 級	前記(4)の検査成績及び臨床所見のうち中等度又は高度の異常を2つ以上示すもので、かつ、一般状態区分表のウ又はイに該当するもの

なお、障害の程度の判定に当たっては、前記(4)の検査成績及び臨床所見によるほか、他覚所見、他の一般検査及び特殊検査の検査成績、治療及び病状の経過等も参考とし、認定時の具体的な日常生活状況等を把握して、総合的に認定する。

- (7) 検査成績は、その性質上変動しやすいので、肝疾患の経過中において最も適切に病状をあらわしていると思われる検査成績に基づいて認定を行うものとする。
- (8) 肝硬変は、その発症原因によって、病状、進行状況を異にするので、各疾患固有の病態に合わせて認定する。アルコール性肝硬変については、継続して必要な治療を行っていること及び検査日より前に180日以上アルコールを摂取していないことについて、確認のできた者に限り、認定を行うものとする。
- (9) 慢性肝炎は、原則として認定の対象としないが、(6)に掲げる障害の状態に相当するものは認定の対象とする。
- (10) 食道・胃などの静脈瘤については、吐血・下血の既往、治療歴の有無及びその頻度、治療効果を参考とし、(4)に掲げる検査項目及び臨床所見の異常に加えて、総合的に認定する。特発性細菌性腹膜炎についても、同様とする。
- (11) 肝がんについては、(4)に掲げる検査項目及び臨床所見の異常に加えて、肝がんによる障害を考慮し、本節及び「第16節／悪性新生物による障害」の認定要領により認定する。ただし、(4)に掲げる検査項目及び臨床所見の異常がない場合は、第16節の認定要領により認定する。
- (12) 肝臓移植の取扱い
- ア 肝臓移植を受けたものに係る障害認定に当たっては、術後の症状、治療経過、検査成績及び予後等を十分に考慮して総合的に認定する。
- イ 障害年金を支給されている者が肝臓移植を受けた場合は、臓器が生着し、安定的に機能するまでの間を考慮して術後1年間は従前の等級とする。

第18節／その他の疾患による障害

その他の疾患による障害の程度は、次により認定する。

1 認定基準

その他の疾患による障害については、次のとおりである。

令別表	障害の程度	障 害 の 状 態
国 年 令 別 表	1 級	身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
	2 級	身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
厚 年 令 別表第1	3 級	身体の機能に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を有するもの

その他の疾患による障害の程度は、全身状態、栄養状態、年齢、術後の経過、予後、原疾患の性質、進行状況等、具体的な日常生活状況等を考慮し、総合的に認定するものとし、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状があり、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のものを1級に、日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のものを2級に、また、労働が制限を受けるか又は労働に制限を加えることを必要とする程度のものを3級に該当するものと認定する。

2 認定要領

- (1) その他の疾患による障害は、本章「第1節 眼の障害」から「第17節 高血圧症による障害」において取り扱われていない疾患を指すものであるが、本節においては、腹部臓器・骨盤臓器の術後後遺症、人工肛門・新膀胱、遷延性植物状態、いわゆる難病及び臓器移植の取扱いを定める。
- (2) 腹部臓器・骨盤臓器の術後後遺症
 - ア 腹部臓器・骨盤臓器の術後後遺症とは、胃切除によるダンピング症候群等、短絡的腸吻合術による盲管症候群、虫垂切除等による癒着性腸閉塞又は癒着性腹膜炎、腸ろう等をいう。
 - イ 腹部臓器・骨盤臓器の術後後遺症の障害の程度は、全身状態、栄養状態、年齢、術後の経過、予後、原疾患の性質、進行状況、具体的な日常生活状況等を考慮し、総合的に認定するものとする。

(3) 人工肛門・新膀胱

ア 人工肛門又は新膀胱を造設したものの若しくは尿路変更術を施したものは、3級と認定する。

なお、次のものは、2級と認定する。

(ア) 人工肛門を造設し、かつ、新膀胱を造設したものの又は尿路変更術を施したもの

(イ) 人工肛門を造設し、かつ、完全排尿障害（カテーテル留置又は自己導尿の常時施行を必要とする）状態にあるもの

なお、全身状態、術後の経過及び予後、原疾患の性質、進行状況等により総合的に判断し、さらに上位等級に認定する。

イ 障害の程度を認定する時期は、人工肛門、新膀胱又は尿路変更術を施した日（初診日から起算して1年6月以内の日に限る。）とする。

(4) 遷延性植物状態については、次により取り扱う。

ア 遷延性植物状態については、日常生活の用を弁ずることができない状態であると認められるため、1級と認定する。

イ 障害の程度を認定する時期は、その障害の状態に至った日から起算して3月を経過した日以後に、医学的観点から、機能回復がほとんど望めないと認められるとき（初診日から起算して1年6月以内の日に限る。）とする。

(5) いわゆる難病については、その発病の時期が不定、不詳であり、かつ、発病は緩徐であり、ほとんどの疾患は、臨床症状が複雑多岐にわたっているため、その認定に当たっては、客観的所見に基づいた日常生活能力等の程度を十分考慮して総合的に認定するものとする。

なお、厚生労働省研究班や関係学会で定めた診断基準、治療基準があり、それに該当するものは、病状の経過、治療効果等を参考とし、認定時の具体的な日常生活状況等を把握して、総合的に認定する。

(6) 臓器移植の取扱い

ア 臓器移植を受けたものに係る障害認定に当たっては、術後の症状、治療経過及び検査成績等を十分に考慮して総合的に認定する。

イ 障害等級に該当するものが、臓器移植を受けた場合は、臓器が生着し、安定的に機能するまでの間、少なくとも1年間は従前の等級とする。

なお、障害等級が3級の場合は、2年間の経過観察を行う。

(7) 障害の程度は、一般状態が次表の一般状態区分表のオに該当するものは1級に、同表のエ又はウに該当するものは2級に、同表のウ又はイに該当するものは3級におおむね相当するので、認定に当たっては、参考とする。

一般状態区分表

区 分	一 般 状 態
ア	無症状で社会活動ができ、制限を受けることなく、発病前と同等にふるまえるもの
イ	軽度の症状があり、肉体労働は制限を受けるが、歩行、軽労働や座業はできるもの 例え、軽い家事、事務など
ウ	歩行や身のまわりのことはできるが、時に少し介助が必要なこともあり、軽労働はできないが、日中の 50%以上は起居しているもの
エ	身のまわりのある程度のことはできるが、しばしば介助が必要で、日中の 50%以上は就床しており、自力では屋外への外出等がほぼ不可能となったもの
オ	身のまわりのこともできず、常に介助を必要とし、終日就床を強いられ、活動の範囲がおおむねベッド周辺に限られるもの

- (8) 本章「第 1 節 眼の障害」から「第 17 節 高血圧症による障害」及び本節に示されていない障害及び障害の程度については、その障害によって生じる障害の程度を医学的に判断し、最も近似している認定基準の障害の程度に準じて認定する。



年管管発 0317 第 1 号

平成 26 年 3 月 17 日

日本年金機構全国一括業務部門担当理事 殿

厚生労働省年金局事業管理課長

(公 印 省 略)

国民年金・厚生年金保険障害認定基準の一部改正に伴う診断書
の項目改正等について

平成 26 年 3 月 17 日付け年管発 0317 第 1 号をもって、「国民年金・厚生年金保険障害認定基準の一部改正について」が、厚生労働省大臣官房年金管理審議官より日本年金機構理事長あてに通知されたところであるが、これに伴い認定事務をより円滑に行うため、診断書（循環器疾患の障害用）様式第 120 号の 6-（1）及び診断書（腎疾患・肝疾患・糖尿病の障害用）様式第 120 号の 6-（2）の項目の一部を別紙 1 及び別紙 2 のとおり改正し、平成 26 年 6 月 1 日から適用することとしたので通知する。

現況届用診断書については、今回の診断書（循環器疾患の障害用）及び診断書（腎疾患・肝疾患・糖尿病の障害用）の改正を踏まえ、共通の様式であったものを循環器疾患の障害用と腎疾患・肝疾患・糖尿病の障害用に分け、それぞれ今回の診断書の改正と同内容の変更を行われたい。

なお、平成 26 年 6 月 1 日前に交付された旧様式による診断書については、当分の間、同日以降も使用することが可能である。この場合においては、障害の程度の認定に当たり必要に応じて医師照会を行う等、適切に取り扱うよう十分に留意されたい。

おって、別添の周知用リーフレットについて年金事務所等の窓口を設置する等、肝疾患による障害の認定基準に係る改正の周知についてよろしくお取り計らい願いたい。

(別紙1)

◎ 診断書（循環器疾患の障害用）[様式第120号の6－（1）] 新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
（表面） （フリガナ） 氏 名 昭和 平成 年 月 日生（ 歳） <u>性 別</u> 男・女 住 所 <u>住所地の郵便番号</u> <u>都道</u> <u>府県</u> <u>郡市</u> [][][]-[][][][] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] 区 ①～⑩（略） ⑪ 循環器疾患（平成 年 月 日現症） 1・2（略） <u>3 心機能分類（NYHA）</u> <u>（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ）</u> <u>4 検査所見</u> <u>（1）・（2）（略）</u> <u>（削除）</u> （3）（略）	（表面） （フリガナ） 氏 名 昭和 平成 年 月 日生（ 歳） 男・女 住 所 <u>住所地の郵便番号</u> <u>郡市</u> <u>町区</u> [][][]-[][][][] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] 区 村 ①～⑩（略） ⑪ 循環器疾患（平成 年 月 日現症） 1・2（略） <u>3 検査所見</u> <u>（1）・（2）（略）</u> <u>（障害認定に必要と思われる項目について記入してください。）</u> （3）（略）

(4) 心カテーテル検査 (平成 年 月 日)
左室駆出率 EF %
冠動脈れん縮誘発試験 (無・有) (陰性・陽性)
左主幹部に 50%以上の狭窄 (無・有)
3本の主要冠動脈に 75%以上の狭窄 (無・有)
所 見

(5) 心エコー検査 (平成 年 月 日)
左室拡張期径 mm 左室収縮期径 mm
左室駆出率 EF %
所 見 (左室肥大、弁膜症、拡張能の制限、推定肺動脈圧等)

(6) 血液検査 (平成 年 月 日)
BNP値 (脳性ナトリウム利尿ペプチド) pg/mL
NT-proBNP値 (脳性ナトリウム利尿ペプチド前駆体 N 端フラ
グメント) pg/mL

5 その他の所見 (平成 年 月 日)

(4) 心カテーテル検査 (平成 年 月 日)
左室駆出率 EF %
冠動脈れん縮誘発試験 (無・有) (陰性・陽性)
所 見

(5) 心エコー検査 (平成 年 月 日)
左室拡張期径 mm 左室収縮期径 mm
左室駆出率 EF %
所 見

(6) 血液検査 (平成 年 月 日)
BNP値 (脳性ナトリウム利尿ペプチド) pg/mL

4 その他の所見 (平成 年 月 日)

(裏面)

⑫ 疾患別所見 (平成 年 月 日現症)

(該当する疾患について記入してください。)

1 心筋疾患

(1) 肥大型心筋症 無・有

(2) 拡張型心筋症 無・有

(3) その他の心筋症 無・有

(4) 所見 ()

2 虚血性心疾患

(1) 心不全症状 無・軽労作で有・安静時有

(2) 狭心症状 無・軽労作で有・安静時有

(3) 梗塞後狭心症状 無・軽労作で有・安静時有

(4) 心室性期外収縮 無・有 (Lown 度)

(5) インターベンション 無・有 初回: (平成 年 月 日)、計 回、
手枝 ()

(6) ACバイパス術 無・有 初回: (平成 年 月 日)

(7) 再狭窄 無・有 (平成 年 月 日)

(8) その他の手術 無・有 (手術名) (平成 年 月 日)

(9) その他 ()

(裏面)

⑫ 疾患別所見 (平成 年 月 日現症)

(該当する疾患について記入してください。)

1 不整脈

(1) ~ (4) (略)

2 先天性心疾患・弁疾患

(1)・(2) (略)

(3) 人工弁置換術 無・有 (手術名) (平成 年 月 日)

(4) その他の手術 無・有 (手術名) (平成 年 月 日)

(5) その他 ()

3 虚血性心疾患

(1) 梗塞後狭心症 無・有

(2) 心室性期外収縮 無・有 (Lown 度)

(3) インターベンション 無・有 初回: (平成 年 月 日)、計 回、
手枝 ()

(4) ACバイパス術 無・有 初回: (平成 年 月 日)

(5) 再狭窄 無・有 (平成 年 月 日)

(6) その他の手術 無・有 (手術名) (平成 年 月 日)

(7) その他 ()

3 不整脈

(1) ～ (4) (略)

4 大動脈疾患

(1) 胸部大動脈解離 無・有 Stanford 分類 (A型・B型)

(平成 年 月 日)

(2) 大動脈瘤 無・有 (部位: 胸部・胸腹部・腹部)

(最大血管短径 cm) (平成 年 月 日)

(3) 人工血管 無・有 (部位: 胸部・胸腹部・腹部)

(平成 年 月 日)

(4) ステンントグラフト 無・有 (部位: 胸部・胸腹部・腹部)

(平成 年 月 日)

(5) その他の手術 無・有 (手術名) (平成 年 月 日)

(6) その他 ()

注: 高血圧症がある場合は、「7 高血圧症」にも記載してください。

5 先天性心疾患・弁疾患

(1)・(2) (略)

(3) Eisenmenger 症候群 無・有

(4) 肺体血流比

(5) 肺動脈収縮期圧 mmHg

(6) 人工弁置換術 無・有 (手術名) (平成 年 月 日)

(7) その他の手術 無・有 (手術名) (平成 年 月 日)

(8) その他 ()

6 重症心不全

(1) 心臓移植 無・有 (平成 年 月 日)

(2) 人工心臓 無・有 (平成 年 月 日)

(3) 心臓再同期医療機器 (CRT) 無・有 (平成 年 月 日)

(4) 除細動器機能付き心臓再同期医療機器 (CRT-D) 無・有
(平成 年 月 日)

7 高血圧症

(1) (略)

(2) 検査成績

血圧測定年月日	最大血圧	最小血圧	降圧薬服用
・ ・			無・有 (種)
・ ・			無・有 (種)
・ ・			無・有 (種)

尿蛋白の有無 (- ・ ± ・ + ・ ++)

(3) ~ (6) (略)

8 その他の循環器疾患

(1)・(2) (略)

⑬~⑮ (略)

4 高血圧症

(1) (略)

(2) 検査成績

血圧測定年月日	最大血圧	最小血圧	降圧薬服用
・ ・			無・有
・ ・			無・有
・ ・			無・有

尿蛋白の有無 (- ・ ± ・ + ・ ++)

(3) ~ (6) (略)

5 その他の循環器疾患

(1)・(2) (略)

⑬~⑮ (略)

記入上の注意

- 1 この診断書は、国民年金又は厚生年金保険の障害給付を受けようとする人が、その年金請求書に必ず添えなければならない書類の一つで、初診日から1年6月を経過した日（その期間内に治ったときは、その日）において、国民年金法施行令別表又は厚生年金保険法施行令別表（以下「施行令別表」という。）に該当する程度の障害の状態にあるかどうか、又は、初診日から1年6月を経過した日において、施行令別表に該当する程度の障害の状態でなかった者が、65歳に到達する日の前日までの間において、施行令別表に該当する程度の障害の状態に至ったかどうかを証明するものです。

また、この診断書は、国民年金又は厚生年金保険の年金給付の加算額の対象者となろうとする人等についても、障害の状態が施行令別表に該当する程度にあるかどうかを証明するものです。

2・3（略）

- 4 「障害の状態」の欄は、次のことに留意して記入してください。

- (1) ①～⑪及び⑬～⑭の欄は、全て記入してください。⑫の欄については本人の障害の程度及び状態に無関係な欄に記入する必要はありません。（無関係な欄は、斜線により抹消してください。）なお、該当欄に記入しきれない場合は、別に紙片をはりつけてそれに記入してください。

- (2) ⑪の欄「4 検査所見」の（3）～（6）については、検査を行った場合には、該当する項目に現症日の直近の結果を記入してください。

- (3) ⑪の欄「4 検査所見」の「（6）血液検査」はどちらか一方の検査数値を記入してください。

- (4) ⑫の欄「6 重症心不全」については、重症心不全に該当する場合は

記入上の注意

- 1 この診断書は、国民年金、厚生年金保険又は船員保険の障害給付を受けようとする人が、その年金請求書に必ず添えなければならない書類の一つで、初診日から1年6月を経過した日（その期間内に治ったときは、その日）において、国民年金法施行令別表、厚生年金保険法施行令別表又は船員保険法施行令別表（以下「施行令別表」という。）に該当する程度の障害の状態にあるかどうか、又は、初診日から1年6月を経過した日において、施行令別表に該当する程度の障害の状態でなかった者が、65歳に到達する日の前日までの間において、施行令別表に該当する程度の障害の状態に至ったかどうかを証明するものです。

また、この診断書は、国民年金、厚生年金保険又は船員保険の年金給付の加算額の対象者となろうとする人等についても、障害の状態が施行令別表に該当する程度にあるかどうかを証明するものです。

2・3（略）

- 4 「障害の状態」の欄は、次のことに留意して記入してください。

- (1) ①～⑪及び⑬～⑮の欄は、全て記入してください。⑫の欄については本人の障害の程度及び状態に無関係な欄に記入する必要はありません。（無関係な欄は、斜線により抹消してください。）なお、該当欄に記入しきれない場合は、別に紙片をはりつけてそれに記入してください。

⑫6 欄に記入してください。なお、重症に該当しない者が「(3)心臓再同期医療機器(CRT)」又は「(4)除細動器機能付き心臓再同期医療機器(CRT-D)」を装着した場合は、装着年月日や医療機器(CRT 又は CRT-D)を⑮備考欄に記入してください。

(5) ⑫の欄「7 高血圧症」の「(4)眼底検査所見」は、過去3か月間において、病状を最もよく表している検査の所見を記入してください。

5 (略)

(2) ⑫の欄「4 高血圧症」の「(4)眼底検査所見」は、過去3か月間において、病状を最もよく表している検査の所見を記入してください。

5 (略)

(別紙2)

◎ 診断書（腎疾患・肝疾患 糖尿病の障害用）[様式第120号の6－（2）] 新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
（表面） （フリガナ） 氏 名 生年月日 昭和 年 月 日生（ 歳） 性別 男・女 平成 住 所 住所地の郵便番号 都道府県 郡市区 ① ～ ⑫ （略）	（表面） （フリガナ） 氏 名 昭和 年 月 日生（ 歳） 男・女 平成 住 所 住所地の郵便番号 郡市区 町区 ① ～ ⑫ （略）

(裏面)

⑬ 肝疾患 (平成 年 月 日現症)

〔糖尿病又は腎臓障害を合併する例では、糖尿病 (⑭)、腎疾患 (⑫) の欄にも必要事項を記入してください。〕

1 臨床所見

(1) 自覚症状

全身倦怠感 (無・有・著)

発熱 (無・有・著)

食欲不振 (無・有・著)

悪心・嘔吐 (無・有・著)

皮膚そう痒感 (無・有・著)

有痛性筋痙攣 (無・有・著)

吐血・下血 (無・有・著)

(2) 他覚所見

肝萎縮 (無・有・著)

脾腫大 (無・有・著)

浮腫 (無・有・著)

腹水 (無・有・有(難治性))

黄疸 (無・有・著)

腹壁静脈怒張 (無・有・著)

肝性脳症 (無・有(度))

出血傾向 (無・有・著)

(裏面)

⑬ 肝疾患 (平成 年 月 日現症)

〔糖尿病又は腎臓障害を合併する例では、糖尿病 (⑭)、腎疾患 (⑫) の欄にも必要事項を記入してください。〕

1 臨床所見

(1) 自覚症状

悪心 (無・有・著)

食欲不振 (無・有・著)

かゆみ (無・有・著)

全身倦怠 (無・有・著)

発熱 (無・有・著)

黒色便 (無・有・著)

(2) 他覚所見

黄疸 (無・有・著)

浮腫 (無・有・著)

腹壁静脈拡張 (無・有・著)

肝萎縮 (無・有・著)

脾腫大 (無・有・著)

腹水 (無・有・著)

意識障害 (無・有・著)

肝性脳症 (無・有(度))

出血傾向 (無・有・著)

(3)検査成績

(記入上の注意を参照)

検査項目	検査日	施設 基準値	.	.	.
AST(GOT)	IU/ℓ				
ALT(GPT)	IU/ℓ				
γ-GTP	IU/ℓ				
血清総ビリルビン	mg/dℓ				
アルカリホスファターゼ	IU/ℓ				
血清総蛋白	g/dℓ				
血清アルブミン	g/dℓ				
BCG法・BCP法 ・改良型BCP法					
A/G比					
血小板数	$\times 10^4/\mu\ell$				
プロトロンビン時間	%				
総コレステロール	mg/dℓ				
血中アンモニア	$\mu\text{g}/\text{d}\ell$				
AFP	ng/ml				
PIVKA-II	mAU/ml				
アルコール性	180日以上アルコール を摂取していない。	(○・×)	(○・×)	(○・×)	
肝硬変の場合	継続して必要な治療 を実施している。	(○・×)	(○・×)	(○・×)	

(3)検査成績

(記入上の注意を参照)

検査項目	検査日	施設 基準値	.	.	.
GOT(AST)					
GPT(ALT)					
γ-GTP					
総ビリルビン	mg/dℓ				
ALP(アルカリホスファターゼ)					
血清総蛋白	g/dℓ				
血清アルブミン	g/dℓ				
A/G比					
ZTT					
TTT					
血小板数	$\times 10^4/\mu\ell$				
ヘパプラスチン値					
プロトロンビン	%				
時間	延長秒				
CHE(コリンエステラーゼ)					
総コレステロール	mg/dℓ				
血中アンモニア					
AFP					
PIVKA-2					

2 Child-Pughによる grade

A (5・6) B (7・8・9) C (10・11・12以上)

3 肝生検 無・有 検査年月日 (平成 年 月 日)

所見 グレード () ステージ ()

4 食道・胃などの静脈瘤

(1) 無・有 検査年月日 (平成 年 月 日)

(2) 吐血・下血の既往 無 ・ 有 (回)

(3) 治療歴 無 ・ 有 (回)

5 ヘパトーマ治療歴 無 ・ 有

・手術 回 ・局所療法 回 ・動脈塞栓術 回

・放射線療法 回 ・化学療法 回

6 特発性細菌性腹膜炎その他肝硬変症に付随する病態の治療歴

所見

2 Child-Pughによる grade

A 5～6 B 7～9 C 10以上

3 食道静脈瘤

(1) 無・有 (内視鏡による、X線造形による、その他 ())

(2) 吐血、下血の既往歴

無 ・ 有 (回)

(3) 内視鏡記載基準 (該当するものに○をつけてください。)

L (s, m, i)、F (0, 1, 2, 3)、C (w, b)、RC (-, +)、

Lg (無・有)

(4) 治療状況

無 ・ 有 硬化療法 (回)

その他の療法 (手技 回)

4 ヘパトーマ治療歴 無 ・ 有

・手術 回 ・エタノール局注 回

・動脈塞栓術 回 ・ラジオ波、マイクロ波治療 回

5 肝生検 無・有 検査年月日 (平成 年 月 日)

所見 []

7 治療の内容

(1) 利尿剤 (無 ・ 有)

(2) 特殊アミノ酸製剤 (無 ・ 有)

(3) 抗ウイルス療法 (無 ・ 有)

(4) アルブミン・血漿製剤 (無 ・ 有)

(5) 血小板輸血 (無 ・ 有)

(6) その他

具体的内容

8 その他の所見

(1) 肝移植 無・有 (有の場合は移植年月日(平成 年 月 日))
経過

(2) その他(超音波・CT・MRI検査等)(平成 年 月 日)

⑭～⑰ (略)

6 治療の内容

(1) 利尿剤 (無 ・ 有)

(2) 特殊アミノ酸製剤 (無 ・ 有)

(3) 血小板輸血 (無 ・ 有)

(4) アルブミン・血漿製剤 (無 ・ 有)

(5) その他 ()

7 その他の所見

(1) 肝移植 (無・有 経過 ())

(2) その他(超音波・CT検査等) (平成 年 月 日)

(ウイルス性肝炎については、IFN療法の有無とその結果、効果、およびHCCの有無、経過についても記入してください。)

⑭～⑰ (略)

記入上の注意

- 1 この診断書は、国民年金又は厚生年金保険の障害給付を受けようとする人が、その年金請求書に必ず添えなければならない書類の一つで、初診日から1年6月を経過した日（その期間内に治ったときは、その日）において、国民年金法施行令別表又は厚生年金保険法施行令別表（以下「施行令別表」という。）に該当する程度の障害の状態にあるかどうか、又は、初診日から1年6月を経過した日において、施行令別表に該当する程度の障害の状態でなかった者が、65歳に到達する日の前日までの間において、施行令別表に該当する程度の障害の状態に至ったかどうかを証明するものです。

また、この診断書は、国民年金又は厚生年金保険の年金給付の加算額の対象者となろうとする人等についても、障害の状態が施行令別表に該当する程度にあるかどうかを証明するものです。

2・3 略

- 4 「障害の状態」の欄は、次のことに留意して記入してください。

- (1) ①～⑪及び⑯～⑰の欄は、全て記入してください。それ以外については本人の障害の程度及び状態に無関係な欄には記入する必要はありません。（無関係な欄は、斜線により抹消してください。）なお、該当欄に記入しきれない場合は、別に紙片をはりつけてそれに記入してください。

(2) 略

- (3) ⑬の欄の「1 臨床所見」の検査成績の「血清アルブミン」については、BCG法、BCP法又は改良型BCP法のいずれかに○を付してください。

- (4) アルコール性肝硬変の場合は、⑬の欄の「1 臨床所見」の(3)検査成績の「180日以上アルコールを摂取していない。」及び「継続して必要な治療を実施している。」の○又は×のいずれかに○を付してください。

- (5) ⑬の欄の「2 Child-Pughによるgrade」の点数に○を付してください。

記入上の注意

- 1 この診断書は、国民年金、厚生年金保険又は船員保険の障害給付を受けようとする人が、その裁定請求書に必ず添えなければならない書類の一つで、初診日から1年6月を経過した日（その期間内に治ったときは、その日）において、国民年金法施行令別表、厚生年金保険法施行令別表又は船員保険法施行令別表（以下「施行令別表」という。）に該当する程度の障害の状態にあるかどうか、又は、初診日から1年6月を経過した日において、施行令別表に該当する程度の障害の状態でなかった者が、65歳に到達する日の前日までの間において、施行令別表に該当する程度の障害の状態に至ったかどうかを証明するものです。

また、この診断書は、国民年金、厚生年金保険又は船員保険の年金給付の加算額の対象者となろうとする人等についても、障害の状態が施行令別表に該当する程度にあるかどうかを証明するものです。

2・3 略

- 4 「障害の状態」の欄は、次のことに留意して記入してください。

- (1) ①～⑪及び⑯～⑰の欄は、全て記入してください。それ以外については本人の障害の程度及び状態に無関係な欄には記入する必要はありません。（無関係な欄は、斜線により抹消してください。）なお、該当欄に記入しきれない場合は、別に紙片をはりつけてそれに記入してください。

(2) 略

(6) ⑬の欄の「7 治療の内容」は、⑬の欄冒頭の現症日時点の内容を記入してください。また、「具体的内容」については、(1)～(6)の治療が有る場合は、必要に応じて薬品名や(6)の内容等を記入してください。

(7) ⑭の欄の「4 合併症」については、過去3か月間において病状を最もよく表している検査の所見を記入してください。

(3) ⑭の欄の「4 合併症」については、過去3か月間において病状を最もよく表している検査の所見を記入してください。

(別添)

国民年金・厚生年金保険

障害年金のお知らせ

**平成26年6月1日から
「肝疾患による障害」の認定基準を
一部改正します。**

改正のポイント

1. 重症度を判断するための検査項目について見直しを行いました。
2. 障害等級を客観的に判断するため、検査項目の異常の数を入れました。
3. アルコール性肝硬変の基準を追加しました。

認定の対象となる障害は、以下のとおりです。

- ・慢性かつびまん性の肝疾患の結果生じた肝硬変症
- ・肝硬変症に付随する病態（食道・胃などの静脈瘤、特発性細菌性腹膜炎、肝がんを含む）

※慢性肝炎は、原則として認定の対象になりませんが、検査項目の異常の数などにより障害の状態に相当する場合は認定の対象となります。

不明な点は、日本年金機構の年金事務所へお問い合わせください。

改正のポイント

1. 重症度を判断する検査項目・臨床所見とその異常値を見直しました。

検査項目/臨床所見	基準値	中等度の異常	高度異常
血清総ビリルビン (mg/dl)	0.3～1.2	2.0以上3.0以下	3.0超
血清アルブミン (g/dl) (BCG法)	4.2～5.1	3.0以上3.5以下	3.0未満
血小板数 (万/μl)	13～35	5以上10未満	5未満
プロトロンビン時間 (PT) (%)	70超～130	40以上70以下	40未満
腹 水	—	腹水あり	難治性腹水あり
脳 症	—	I 度	II 度以上

2. 各等級に相当する例示の中に検査項目の異常の数を入れました。

障害の程度	障 害 の 状 態
1 級	前記1.の検査成績及び臨床所見のうち高度異常を3つ以上示すもの、又は高度異常を2つ及び中等度の異常を2つ以上示すもので、かつ、一般状態区分表のオに該当するもの
2 級	前記1.の検査成績及び臨床所見のうち中等度又は高度の異常を3つ以上示すもので、かつ、一般状態区分表のエ又はウに該当するもの
3 級	前記1.の検査成績及び臨床所見のうち中等度又は高度の異常を2つ以上示すもので、かつ、一般状態区分表のウ又はイに該当するもの

※ 障害の認定は、異常値の数と一般状態区分表による障害の状態などによって認定されます。

3. アルコール性肝硬変の基準を追加しました。

アルコール性肝硬変については、継続して必要な治療を行っていること及び検査日より前に180日以上アルコールを摂取していないことについて、確認のできた者に限り、認定されます。

日本年金機構の年金事務所の連絡先は、日本年金機構ホームページ（全国の相談・手続窓口）にてご確認ください。

<http://www.nenkin.go.jp/n/www/section/>

全国の窓口 日本年金機構

検 索

(参考1)

(改正後)

様式第120号の6-(1)

(内)

国民年金
厚生年金保険

診 断 書

(循環器疾患の障害用)

(フリガナ) 氏 名		生年月日		昭和 平成	年	月	日生(歳)	性別	男・女
住 所		住所地の郵便番号		都道府県		都市 区			
① 障害の原因 となった 傷 病 名		② 傷病の発生日		昭和 平成	年	月	日	診 察 人 (年 月 日)	で 確 認 認 定 (年 月 日)
④ 傷病の原因 又は誘因		③ ①のため初めて医 師の診療を受けた日		昭和 平成	年	月	日	診 察 人 (年 月 日)	で 確 認 認 定 (年 月 日)
④ 傷病の原因 又は誘因		初診年月日(昭和・平成 年 月 日)		⑤ 既存 障害		⑥ 既往症			
⑦ 傷病が治った(症状が固定して治療 の効果が期待できない状態を含 む。)かどうか。		傷病が治っている場合		治った日		平成	年	月	日
		傷病が治っていない場合		症状のよくなる見込		有	無	不明	
⑧ 診断書作成医療機関に おける初診時所見 初診年月日 (昭和・平成 年 月 日)									
⑨ 現在までの治療の内容、期間、経過、その他参考となる事項		診療回数		年間	回、月平均	回			
		手術 歴		手術名() 手術年月日(年 月 日)					
⑩ 計 測		身長	cm	脈 拍	回/分	血 圧	最大	mmHg	降圧薬服用
(平成 年 月 日計測)		体 重	kg				最小	mmHg	無・有
障 害 の 状 態									
⑪ 循環器疾患 (平成 年 月 日現症)									
1 臨床所見					2 一般状態区分表 (平成 年 月 日)				
(1)自覚症状					(該当するものを選んでどれか一つを○で囲んでください。)				
動 悸 (無・有・著)					ア 無症状で社会活動ができ、制限を受けることなく、発病前と同等にあるまえるもの				
呼吸困難 (無・有・著)					イ 軽度の症状があり、肉体的労働は制限を受けるが、歩行、軽労働や座業はできるもの 例えば、軽い家事、事務など				
息 切 れ (無・有・著)					ウ 歩行や身のまわりのことはできるが、時に少し介助が必要なこともあり、軽労働は できないが、日中の50%以上は起居しているもの				
胸 痛 (無・有・著)					エ 身のまわりのある程度はできるが、しばしば介助が必要で、日中の50%以上 は就床しており、自力では屋外への外出等がほぼ不可能となったもの				
咳 (無・有・著)					オ 身のまわりのこともできず、常に介助を必要とし、終日就床を強いられ、活動の範 囲がおおむねベッド周辺に限られるもの				
痰 (無・有・著)									
失 神 (無・有)					(Levine 度)				
3 心機能分類 (NYHA) (I・II・III・IV)									
4 検査所見					(4)心カテテル検査 (平成 年 月 日)				
(1)心電図所見					左 室 駆 出 率 EF %				
(心電図所見のあるものは、必ず心電図(コピー)を添付してください。)					冠 動 脈 れ ん 縮 誘 発 試 験 (無・有) (陰性・陽性)				
① 安静時心電図 (平成 年 月 日)					左 主 幹 部 に 50 % 以上 の 狭 窄 (無・有)				
心室性期外収縮 (無・有)					3本の主要冠動脈に75%以上の狭窄 (無・有)				
心房細動・粗動 (無・有)					所見				
完全左房ブロック (無・有)									
0.2mV以上のST低下 (無・有)									
陈旧性心筋梗塞 (無・有)									
深い陰性T波 (無・有 (mV))									
その他 ()									
② 負荷心電図 (無・有) (平成 年 月 日)					(5)心エコー検査 (平成 年 月 日)				
(陰性・疑陽性・陽性) MET s					左室拡張期径 mm 左室収縮期径 mm				
③ ホルター心電図 (無・有) (平成 年 月 日)					左 室 駆 出 率 EF %				
(所見)					所見(左室肥大、弁膜症、拡張能の制限、推定肺動脈圧等)				
(2)胸部X線所見 (平成 年 月 日)									
心胸郭係数 (%)									
肺静脈うっ血 (無・有・著)									
(3)動脈血ガス分析値 (平成 年 月 日)					(6)血液検査 (平成 年 月 日)				
動脈血 O ₂ 分圧 Torr					BNP値(脳性ナトリウム利尿ペプチド) pg/mL				
動脈血 CO ₂ 分圧 Torr					NT-proBNP値(脳性ナトリウム利尿ペプチド前駆体N端フラグメント) pg/mL				
5 その他の所見 (平成 年 月 日)									

(お願い) 臨床所見等は、診療録に基づいてわかる範囲で記入してください。

「診療録で確認」または「本人の申立て」のどちらかを○で囲み、本人の申立ての場合は、それを添付した年月日を記入してください。

(お願い) 太文字の欄は、記入漏れがないように記入してください。

本人の障害の程度及び状態に無関係な欄には記入する必要はありません。(無関係な欄は、斜線により抹消してください。)

障 害 の 状 態			
⑫ 疾患別所見	(平成 年 月 日 現症)	(該当する疾患について記入してください。)	
1 心筋疾患 (1) 肥大型心筋症 無 ・ 有 (2) 拡張型心筋症 無 ・ 有 (3) その他の心筋症 無 ・ 有 (4) 所見 ()			
2 虚血性心疾患 (1) 心不全症状 無 ・ 軽労作で有 ・ 安静時有 (2) 狭心症状 無 ・ 軽労作で有 ・ 安静時有 (3) 梗塞後狭心症状 無 ・ 軽労作で有 ・ 安静時有 (4) 心室性期外収縮 無 ・ 有 (Lown 度) (5) インターベンション 無 ・ 有 初回：(平成 年 月 日)、計 回、手技 () (6) A C バイパス術 無 ・ 有 初回：(平成 年 月 日) (7) 再 狭 窄 無 ・ 有 (平成 年 月 日) (8) その他の手術 無 ・ 有 (手術名) (平成 年 月 日) (9) その他 ()			
3 不 整 脈 (1) 難 治 性 不 整 脈 無 ・ 有 () (平成 年 月 日) (2) ペースメーカー治療 無 ・ 有 (平成 年 月 日) (3) 植込み型除細動器(ICD) 無 ・ 有 (平成 年 月 日) (4) その他 ()			
4 大動脈疾患 (1) 胸部大動脈解離 無 ・ 有 Stanford 分類 (A 型 ・ B 型) (平成 年 月 日) (2) 大 動 脈 瘤 無 ・ 有 (部位： 胸部 ・ 胸腹部 ・ 腹部) (最大血管短径 cm) (平成 年 月 日) (3) 人 工 血 管 無 ・ 有 (部位： 胸部 ・ 胸腹部 ・ 腹部) (平成 年 月 日) (4) スtentグラフト 無 ・ 有 (部位： 胸部 ・ 胸腹部 ・ 腹部) (平成 年 月 日) (5) その他の手術 無 ・ 有 (手術名) (平成 年 月 日) (6) その他 () 注：高血圧症がある場合は、「7 高血圧症」にも記載してください。			
5 先天性心疾患・弁疾患 (1) 先天性心疾患の場合 症状の出現時期 (昭和・平成 年 月 日) (4) 肺体血流比 _____ 小・中学生時代の体育の授業 普通にできた 参観していた (5) 肺動脈収縮期圧 _____ mmHg (2) 弁疾患の場合 原因疾患 (6) 人工弁置換術 無 ・ 有 (手術名) (平成 年 月 日) 発病時期 (昭和・平成 年 月 日) (7) その他の手術 無 ・ 有 (手術名) (平成 年 月 日) (3) Eisenmenger症候群 無 ・ 有 (8) その他 ()			
6 重症心不全 (1) 心 臓 移 植 無 ・ 有 (平成 年 月 日) (2) 人 工 心 臓 無 ・ 有 (平成 年 月 日) (3) 心臓再同期医療機器 (CRT) 無 ・ 有 (平成 年 月 日) (4) 除細動器機能付き心臓再同期医療機器 (CRT-D) 無 ・ 有 (平成 年 月 日)			
7 高血圧症 (1) 本態性高血圧症・二次性高血圧症 (病名：) (4) 眼底検査所見 (平成 年 月 日) (2) 検査成績 KW・Scheie・その他 (法) : _____ (5) その他の合併症 (大動脈解離、大動脈瘤、末梢動脈閉塞など) 無 ・ 有 (病名：) (6) 血清クレアチニン濃度 _____ mg/dl 尿蛋白の有無 (- ・ 土 ・ + ・ ++) (3) 一過性脳虚血発作の既往 無 ・ 有 : 1年以内・1年以上前 (年 月頃)			
8 その他の循環器疾患 (1) 手術 無 ・ 有 (手術名) (平成 年 月 日) (2) その他 ()			
⑬ 現症時の日常生活活動能力及び労働能力 (必ず記入してください。)			
⑭ 予 後 (必ず記入してください。)			
⑮ 備 考			

上記のとおり、診断します。

平成 年 月 日

病院又は診療所の名称

診療担当科名

所 在 地

医師氏名

印

(診断書を作成していただく医師に手渡すまでは、「記入上の注意」を切り離さないでください。)

記 入 上 の 注 意

- 1 この診断書は、国民年金又は厚生年金保険の障害給付を受けようとする人が、その年金請求書に必ず添えなければならない書類の一つで、初診日から1年6月を経過した日(その期間内に治ったときは、その日)において、国民年金法施行令別表又は厚生年金保険法施行令別表(以下「施行令別表」という。)に該当する程度の障害の状態にあるかどうか、又は、初診日から1年6月を経過した日において、施行令別表に該当する程度の障害の状態でなかった者が、65歳に到達する日の前日までの間において、施行令別表に該当する程度の障害の状態に至ったかどうかを証明するものです。
〔 また、この診断書は、国民年金又は厚生年金保険の年金給付の加算額の対象者となろうとする人等についても、障害の状態が施行令別表に該当する程度にあるかどうかを証明するものです。 〕
- 2 ③の欄は、この診断書を作成するための診療日ではなく、本人が障害の原因となった傷病について初めて医師の診療を受けた日を記入してください。前に他の医師が診療している場合は、本人の申立てによって記入してください。
- 3 ⑨の欄の「診療回数」は、現症日前1年間における診療回数を記入してください。なお、入院日数1日は、診療回数1回として計算してください。
- 4 「障害の状態」の欄は、次のことに留意して記入してください。
 - (1) ①～⑪及び⑬～⑮の欄は、全て記入してください。⑫の欄については本人の障害の程度及び状態に無関係な欄に記入する必要はありません。(無関係な欄は、斜線により抹消してください。)なお、該当欄に記入しきれない場合は、別に紙片をはりつけてそれに記入してください。
 - (2) ⑪の欄「4 検査所見」の(3)～(6)については、検査を行った場合には、該当する項目に現症日の直近の結果を記入してください。
 - (3) ⑪の欄「4 検査所見」の「(6) 血液検査」は、どちらか一方の検査数値を記入してください。
 - (4) ⑫の欄「6 重症心不全」については、重症心不全に該当する場合は⑫6欄に記入してください。なお、重症に該当しない者が「(3) 心臓再同期医療機器(CRT)」又は「(4) 除細動器機能付き心臓再同期医療機器(CRT-D)」を装着した場合は、装着年月日や医療機器(CRT又はCRT-D)を⑮備考欄に記入してください。
 - (5) ⑫の欄「7 高血圧症」の「(4) 眼底検査所見」は、過去3か月間において、病状を最もよく表している検査の所見を記入してください。
- 5 心電図所見のあるものは、この診断書の外に、心電図(コピー)を必ず添えてください。

(改正後)

様式第120号の6-(2)

(参考2)

(内)

国民年金
厚生年金保険

診

断

書

腎疾患・肝疾患
糖尿病の障害用

(フリガナ) 氏名		生年月日		昭和 平成	年	月	日生(歳)	性別	男・女
住所		住所地の郵便番号		都道府県		市区			
① 障害の原因 となった 傷病名		② 傷病の発生日		昭和 平成	年	月	日	診療録で確認 本人(年)の月(日)	
④ 傷病の原因 又は誘因		⑤ 既存 障害		昭和 平成	年	月	日	③ ①のため初めて医 師の診療を受けた日 診療録で確認 本人(年)の月(日)	
⑦ 傷病が治った(症状が固定して治療 の効果が期待できない状態を含む) かどうか。		初診年月日(昭和・平成		年	月	日)	⑥ 既往症		
⑧ 診断書作成医療機関に おける初診時所見 初診年月日 (昭和・平成		傷病が治っている場合		治った日		平成	年	月	日
		傷病が治っていない場合		症状のよくなる見込		有・無・不明		確認 推定	
⑨ 現在までの治療の内 容、期間、経過、その 他参考となる事項		診療回数		年間	回、月平均	回			
		手術名(		)					
		手術年月日(		年 月 日)					
⑩ 計測 (平成 年 月 日計測)		身長	cm	脈拍	回/分	血圧	最大	mmHg	降圧薬服用
		体重	kg			最小	mmHg	無・有	
⑪ 一般状態区分表(平成 年 月 日) (該当するものを選んでどれか一つを○で囲んでください。)									
ア 無症状で社会活動ができ、制限を受けることなく、発病前と同等にふるまえるもの									
イ 軽度の症状があり、肉体労働は制限を受けるが、歩行、軽労働や座業はできるもの 例え、軽い家事、事務など									
ウ 歩行や身のまわりのことはできるが、時に少し介助が必要なもの、軽労働はできないが、日中の50%以上は起居しているもの									
エ 身のまわりのある程度はできるが、しばしば介助が必要で、日中の50%以上は就床しており、自力では屋外への外出等がほぼ不可能となったもの									
オ 身のまわりのこともできず、常に介助を必要とし、終日就床を強いられ、活動の範囲がおおむねベッド周辺に限られるもの									
障 害 の 状 態									
⑫ 腎疾患 (平成 年 月 日現症) (腎性網膜症又は糖尿病を合併する例では、糖尿病(⑭)の欄にも必要事項を記入してください。)									
1 臨床所見					(3) 検査成績 (記入上の注意を参照)				
(1) 自覚症状					検査日				
(2) 他覚所見					検査項目				
悪心 (無・有・著)					尿蛋白一日量 g/日				
浮腫 (無・有・著)					尿蛋白				
食欲不振 (無・有・著)					尿沈渣				
意識障害 (無・有・著)					赤血球				
尿毒症症状 (無・有・著)					白血球				
アチドージス (無・有・著)					円柱				
貧血 (無・有・著)					赤血球数 × 10 ⁴ /μℓ				
腎不全に基づく神経症状 (無・有)					ヘモグロビン濃度 g/dℓ				
消化器症状 (無・有)					ヘマトクリット %				
視力障害 (無・有)					白血球数 / μℓ				
2 腎生検 無・有 検査年月日(平成 年 月 日)					血小板数 × 10 ⁴ /μℓ				
所見 []					血清総蛋白 g/dℓ				
3 人工透析療法					血清アルブミン g/dℓ				
(1)人工透析療法の実施の有無 無・有 (CAPD、血液透析)					総コレステロール mg/dℓ				
(2)人工透析開始日 (平成 年 月 日)					血液尿素窒素(BUN) mg/dℓ				
(3)人工透析実施状況 回数・回/週、1回 時間					血清クレアチニン濃度 mg/dℓ				
(4)人工透析導入後の臨床経過					内因性クレアチニン・クリアランス ml/分				
(5)長期透析による合併症 無・有 (その所見)					動脈血 ph				
4 その他の所見 (腎臓移植術を行っているときは、その実施日を記入してください。)									

「診療録で確認」または「本人の申立て」のどちらかを○で囲み、
本人の申立ての場合は、それを転記した年月日を記入してください。

(お願い) 太文字の欄は、記入漏れがないように記入してください。

(お願い) 臨床所見等は、診療録に基づいてわかる範囲で記入してください。

本人の障害の程度及び状態に無関係な欄には記入する必要はありません。(無関係な欄は、斜線により抹消してください。)

(診断書を作成していただく医師に手渡すまでは、「記入上の注意」を切り離さないでください。)

記 入 上 の 注 意

- 1 この診断書は、国民年金又は厚生年金保険の障害給付を受けようとする人が、その年金請求書に必ず添えなければならない書類の一つで、初診日から1年6月を経過した日(その期間内に治ったときは、その日)において、国民年金法施行令別表又は厚生年金保険法施行令別表(以下「施行令別表」という。)に該当する程度の障害の状態にあるかどうか、又は、初診日から1年6月を経過した日において、施行令別表に該当する程度の障害の状態でなかった者が、65歳に到達する日の前日までの間において、施行令別表に該当する程度の障害の状態に至ったかどうかを証明するものです。
〔 また、この診断書は、国民年金又は厚生年金保険の年金給付の加算額の対象者となろうとする人等についても、障害の状態が施行令別表に該当する程度にあるかどうかを証明するものです。 〕
- 2 ③の欄は、この診断書を作成するための診療日ではなく、本人が障害の原因となった傷病について初めて医師の診療を受けた日を記入してください。前に他の医師が診療している場合は、本人の申立てによって記入してください。
- 3 ⑨の欄の「診療回数」は、現症日前1年間における診療回数を記入してください。なお、入院日数1日は、診療回数1回として計算してください。
- 4 「障害の状態」の欄は、次のことに留意して記入してください。
 - (1) ①～⑪及び⑬～⑰の欄は、全て記入してください。それ以外については本人の障害の程度及び状態に無関係な欄には記入する必要はありません。(無関係な欄は、斜線により抹消してください。)なお、該当欄に記入しきれない場合は、別に紙片をはりつけてそれに記入してください。
 - (2) ⑫及び⑬の欄の「1 臨床所見」の検査成績及び⑭の欄の「2 ヘモグロビンA1c及び空腹時血糖値の推移」の検査成績は、過去6か月間における2回以上の検査成績をそれぞれ記入してください。
 - (3) ⑬の欄の「1 臨床所見」の検査成績の「血清アルブミン」については、BCG法、BCP法又は改良型BCP法のいずれかに○を付してください。
 - (4) アルコール性肝硬変の場合は、⑬の欄の「1 臨床所見」の(3)検査成績の「180日以上アルコールを摂取していない。」及び「継続して必要な治療を実施している。」の○又は×のいずれかに○を付してください。
 - (5) ⑬の欄の「2 Child-Pughによるgrade」の点数に○を付してください。
 - (6) ⑬の欄の「7 治療の内容」は、⑬の欄冒頭の現症日時点の内容を記入してください。また、「具体的内容」については、(1)～(6)の治療が有る場合は、必要に応じて薬品名や(6)の内容等を記入してください。
 - (7) ⑭の欄の「4 合併症」については、過去3か月間において病状を最もよく表している検査の所見を記入してください。